

大分県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉の専門家として問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校におけるチーム体制の構築・支援などの役割を担うSSWを配置することで、児童生徒の問題の改善、学校における生徒指導・教育相談体制の一層の充実を図る事を目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成30年度に全中学校区へ配置するため、市町村教育委員会と連携し年次進行で配置拡充した。
- ・スクールソーシャルワーカーの経験者と未経験者を組合せるなどし、スキルアップを図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：市町村教育委員会34名、県立学校7名

資格：全て社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者

勤務形態：1日6時間 週2日 年間48週

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・配置のねらい、職務内容、関係機関との連携について、学校における活用体制づくり、ケース会議の運営方法等について
- ・学校へ配布するとともに、ホームページ上に掲載。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回（3時間／回）

（3）研修内容

- ・家庭と関係機関との連携の仕方について
- ・発達障害・虐待・非行・困難を抱えた、児童生徒理解と支援について
- ・生活困窮等の実態について
- ・取組事例発表及び協議

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケースに応じた多様な関わり方や他機関との有効な連携の回り方
- ・困難なケースへ視点や児童生徒理解の重要性について
- ・社会福祉協議会との連携

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 なし

○活用方法

（6）課題

児童生徒及び家庭における課題が多様化しており、事例検討の機会や児童生徒理解のスキルアップを図り、それぞれに応じたニーズに対応できるスキルを身につけていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待（ネグレクト）疑いの早期対応のための活用事例（①貧困対策、②早期対応）

母子家庭の生徒で、本人に食事・掃除・保清面などの生活動作が身につけていないなどの問題点が判明。さらに、家の中は物が散乱しており、片付けができていない状況にあり、お風呂は長期にわたり故障したままであった。そのため家で入浴が出来ないことも判明した。生徒は、自身の体臭が気になるため、友達の家で入浴させてもらっているとのこと。早急な対応が必要であると判断し、SSWに改善の方策の助言や支援を開始する。まずは、福祉制度利用に結びつけることを目標とし、療育手帳の取得を勧め、手帳を取得することができた。しかし、金銭面を理由になかなかサービス利用に結びつかず、行政（子育て支援課、障害福祉課）と学校と連携ケース会議で検討を重ねてきた。その間、母親への連絡がつきにくくなる事があったが、SSWのアウトリーチにより、学校は母親との面談ができるようになり、障害福祉サービス（自立訓練事業）の利用に向けて見学を実施することができた。

【事例2】知的・発達障害に関する問題のための活用事例（⑦その他 発達障害等に関する問題）

入学時より、知的能力や特性に問題が感じられ、SSWの助言をもとに療育手帳の取得をした。しかし、家庭と学校だけでは生活経験の学習の機会が限られていることから、生活能力・知識の取得やコミュニケーション能力の向上を目的に、複数箇所の福祉サービスを検討した。生徒に適応できると思われる施設をSSW、教員（HR担任・養護教諭）と保護者及び本人と訪問・見学を行い、放課後等児童デイサービスの利用を開始することとなった。それをきっかけに、定期的な支援会議を開催するようになり、家庭内に福祉サービス機関（放課後等児童デイサービス事業所、相談支援事業所、福祉行政など）が介入できるようになった。さらに、福祉サービス機関と学校が協働して関わるようになったことで、本人の学習意欲や生活能力の向上が見られた。

【事例3】〇〇〇〇のための活用事例（例；⑧性的な被害）

該当なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWの配置により、さまざまな問題を抱える生徒の対応について、福祉行政につなぐという視点から、校内ケース会議をはじめ多くの場面でとりくみのヒントを得ることができた。
- ・平成30年度に、SSWを活用して不登校等さまざまな課題を抱える生徒の対応を行い、平成31年度スタート時点で、不登校支援継続の生徒は0名であった。
- ・外部機関へのつながりがスムーズになった。
- ・各ケースの対応について、状況を予測し、事前に検討をすることができた。
- ・専門的な知識に依った適切な助言により、支援の方向性を連携しながら迅速に決定することができた。

（2）今後の課題

- ・SSWの活用方法等の周知活動
- ・教育相談コーディネーターを中心とした、教育相談体制の充実
- ・各SSWが適切な助言や指導を受けることができる、SVの配置に向けた体制整備

宮崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図られるように、各教育事務所（中部・南部・北部）にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】：12名

（内訳）中部教育事務所：6名、南部教育事務所：3名、北部教育事務所：3名（うちSV：1名）

【資格】：精神保健福祉士、社会福祉士、認定心理士、看護師、幼・小・中・高等学校教諭免許状 等

【勤務形態】：1日あたり7時間、勤務日数100日を基本とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」、「SSWの活用に関するQ&A」を作成し、全学校に配付して事業の趣旨や内容や実施方法の周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー12名（スーパーバイザー1名を含む）

（2）研修回数（頻度）

- ・ 県教育委員会主催 年3回
- ・ 各教育事務所主催 毎月1回

（3）研修内容

【県教育委員会主催】

- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会（3回）
教育相談体制の充実に向けた講義・協議を実施する。

【各教育事務所主催】

- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）
事例に基づく協議・情報共有を行う。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 各学校の教育相談担当者及びスクールカウンセラーと合同での連絡協議会を開催し、情報の共有及び教育相談体制の充実に向けた協議を実施することにより関係者の連携が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・ 県内に2名配置

○活用方法

- ・ スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、教育委員会が主催する研修会等での講義

（6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの人材確保、勤務条件及び資質向上のための研修の充実
- ・ スーパーバイザーの有効活用

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ネグレクトの疑いのある母親に対しての活用事例（①貧困対策、④不登校）

- 小学校2年生女子児童。1年生時の遅刻が46日、2年時の遅刻（夏季休業前まで）が40日であった。
- 朝食を摂取せず登校し、母親と連絡が取れない状況があり、SSWの活用となった。
- SSWが市の福祉課と健康管理センター（保健師）と情報共有し、該当児童の家庭の状況や母親の現況を把握することができた。
- SSWが、該当児童の弟が通う保育園を訪問し、該当児童及びその弟は頻繁に空腹を訴えること、夜間に該当児童と弟のみで過ごすことがあること、母親の知人男性が自宅に入ってくるなどの情報を得る。
- 母親への支援をSSWが行うこととし、母親が困っている福祉に関する手続について説明するなどの、母親に寄り添った対応を行った。併せて、市の福祉課等の関係機関と今後の対応についてケース会議を開催し、該当家庭の支援内容について協議を行った。
- 市の福祉課を通して、要保護児童対策協議会で該当児童のケースを報告し、さらに関係機関の見守り、支援が行われるよう共通理解を図った。

【事例2】いじめ問題対応のための活用事例（③いじめ、④不登校）

- 小学校5年生男子児童。いじめを受けていると母親に訴え、不登校傾向（保健室登校）になる。母親は学校側に対して不信感を持つようになり、母親や本人への対応が難しくなる。
- 市教委がSSWの派遣を要請し、校長、担任、養護教諭からいじめの状況や母親及び本人の状況について情報共有を行う。また、母親との面談を行い、信頼関係の修復を図る。
- 当初は面接も難しい状況であったが、少しずつ母親との面談を行うようになり、SSWの助言を聞き入れるようになる。母親との関係改善が進む中で、該当児童とも面談を行うようになる。
- SSWが友人関係や登校支援について、母親に説明する。学校側とも今後の方向性について協議し、母親や該当児童への支援の在り方について確認する。
- ケース会議を開催し、母親への支援はSSWが行い、学校側も随時、面接の場に同席し、母親の学校に対する不信感の排除を行っていくことを確認する。
- 母親の学校への不信感は排除できないが、学校側の考え方と母親の考え方のズレについて、粘り強く説明し、傾聴、助言を行う。
- 学校側と「相手の児童への指導」、「相手の保護者へ説明」、「当事者間（児童同士）の話合い」について、母親と同意し謝罪が行われる。併せて、教室復帰について助言を行う。
- 該当児童が、教室復帰となる。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成30年度に支援対象となった児童生徒数が11人減少したものの、対応した事案数は50件増加（平成29年度：643件 ⇒ 平成30年度693件）した。学校とSSWの連携が進んでいるとともに、同一の児童生徒が複数の問題を抱えていることが考えられる。

（支援対象児童生徒数の推移）

平成28年度（485人） 平成29年度（585人） 平成30年度（574人）

（2）今後の課題

- 支援対象児童生徒が増加傾向にあり、対応した事案数も増加しているが、解決または好転している事案の数はあまり変化していない。対応する事案が複雑化しており、完全に解決に結びつけることが非常に困難なケースが増えてきていると考えられる。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

(2) 配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、配置方法については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- ・ スクールソーシャルワーカー7人を4町2村に配置。また、県広域スクールソーシャルワーカー3人を県教育委員会に配置。
- ・ 社会福祉士1人、社会福祉士かつ精神保健福祉士1人、教員免許4人、臨床心理士等2人、その他2人（民生委員、保護司等、その他）

(4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ア 事業内容…研修会等の開催、連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーとしての業務推進 等

イ スクールソーシャルワーカーの職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・ 福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・ 保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・ 教職員等への研修活動 など

ウ 県の活動方針を各町村に示し、各町村の実態に応じて活動方針を作成するとともに、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

ア 委託町村スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

イ 委託町村以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事

(2) 研修回数（頻度）

県教育委員会では、年3回実施（年2回開催の連絡協議会でも研修に係る内容を含めている）

(3) 研修内容

- ・ 「チーム学校の一員としてのスクールソーシャルワーカーの役割について」
鹿児島国際大学福祉社会学部 児童学科 教授 岩井 浩英
- ・ 「スクールソーシャルワーカーと学校の協働の在り方」
福岡県立大学人間社会学部 社会福祉学科 准教授 奥村 賢一
- ・ 「学校における自殺予防 ～予防教育を中心に～」
九州産業大学人間科学部 臨床心理学科 教授 窪田 由紀

(4) 特に効果のあった研修内容

ア 子どもの貧困と虐待支援における学校と関係機関等との協働に関する理解

イ 学校における自殺予防教育の理解及びスクールソーシャルワーカーが担う役割

ウ スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが連携した支援の在り方

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：広域スクールソーシャルワーカー3人（大学教授と有資格者・経験豊富なSSW）

○活用方法：①困難事案に関する各市町村配置のスクールソーシャルワーカーの支援、②市町村配置のSSWと各学校の管理職を一堂に集めた研修会における講師

(6) 課題

ア 児童虐待、貧困等の具体的事例に基づいた研修（スクールソーシャルワーカーの具体的な支援方法等）

イ 福祉等関係機関との具体的な連携（役割分担、情報共有等）

ウ 近隣市町村に配置されたスクールソーシャルワーカー間の連携

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】保護者と教職員をつなぐための活用事例（③いじめ）

- スクールソーシャルワーカーの取り組み
 - ・ 家庭訪問を行い、生徒や保護者の相談を聞き、生徒や保護者の不安な気持ちを学校に伝えたり、学校の具体的な対応方法について生徒や保護者に説明をするなどして、学校と保護者の調整や仲介を行った。
 - ・ 教職員に対して、児童生徒理解の方法等について研修を実施した。
- チーム学校としての取組
 - ・ スクールカウンセラーと連携して、いじめを受けた生徒の心のケアを進めるとともに、校内の生徒指導部会等に参加し、全教職員による情報共有、あわせて共通実践事項について検討を行った。
 - ・ いじめを受けた生徒が、なかなか教室に入りづらい状況があり、特別教室や図書室で一緒に過ごすことを通して、少しずつ教室に復帰ができるようになった。

【事例2】児童虐待早期対応のための活用事例（②児童虐待）

- スクールソーシャルワーカーの取り組み
 - ・ 市町村保健福祉部局からネグレクトに関する児童の情報を収集・整理した。
 - ・ 対象児童の支援方法を検討するため、調整役となり、管理職を含めた関係職員、保健福祉部局、児童相談所、警察等で構成するケース会議を開催した。
 - ・ 具体的な支援について適宜アドバイスを行うとともに、継続的にケース会議を行い、対象児童の見守りを行っている。
- チーム学校としての取組
 - ・ スクールソーシャルワーカーを調整役として、関係機関等と日常的に情報共有を行うとともに、適宜ケース会議を開催し、役割を分担しながら対象児童に対する支援を行った。
 - ・ 民生員等地域の方々とも連携を図り、見守り体制を整備した。

※ 「⑧性的な被害」または、「⑨ヤングケアラー」については該当なし。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

活用事業における実施町村と市町単独予算による実施市町の数が昨年度と異なるため、比較が難しいが、特に次の点で成果が見られた。

- ア スクールソーシャルワーカーが関わることで、生徒指導上の課題がある児童生徒及び保護者と学校との関係が改善され、児童生徒に対して学校と保護者が協力して、支援することができた。
- イ 児童虐待の疑いのある事案について、関係機関等（保健福祉部局、児童相談所、教育委員会等）とケース会議を開催し、各関係機関等の連携の在り方について意見交換を行い、ネットワークを構築することができた。
- ウ スクールソーシャルワーカーが各学校に定期的に訪問することで、児童生徒の変化を捉えることができ、教職員のサポートを円滑に行うことができた。

（2）今後の課題

- ア スクールソーシャルワーカーの派遣要請が年々増えおり、決められた活動時間では十分な支援が行えない状況が出てきており、県の予算を拡充し、活動回数や時間を増やしていくような方策が必要である。
- イ 社会福祉士や精神保健福祉士等が都市部に集中しており、有資格者をスクールソーシャルワーカーとして活用することが難しい市町村がある。今後、より一層資質向上を図るため研修会を充実させる必要がある。
- ウ 保護者や地域の方々に、スクールソーシャルワーカーの役割等を十分に周知し、理解を深め活用を促していく必要がある。
- エ スクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携する際に、相談者から知り得た情報をどの程度まで伝えるべきなのか共通理解を図っていく必要がある。

沖縄県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、教育相談体制を整備する。

(2) 配置・採用計画上の工夫

- 学校訪問の情報及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等により、教育事務所と連携しSSWの対応が必要な学校を選定し配置している。
- 要請のある学校及び児童生徒の在籍数の多い小・中学校を中心に派遣している。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数 20名

② 所有資格 ※()は人数、重複あり

社会福祉士(4)、精神保健福祉士(2)、教員免許(8)、心理に関する資格(6)

児童福祉司任用(1)、幼稚園教諭免許(2)、保育士(2)、介護福祉士(1)、学校図書館司書(1)

③ 勤務形態 月16日以内、1日6時間、年間176日(単独7名、拠点8名、派遣2名、巡回3名)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ガイドライン)策定とその周知方法について

『沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)』(公表)に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に広く周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県配置SSW、市町村配置の貧困対策支援員(呼称:子SW)小中アシスト相談員、市町村配置の教育相談員、就学支援員、登校支援員等

(2) 研修回数(頻度)

- 貧困対策支援員(子SW)・県スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会 年1回
- 県生徒指導関連事業相談員等連絡協議会 毎月1回(教育事務所開催)
- 地区教育相談員等連絡協議会 年6~7回(教育事務所開催)

(3) 研修内容

- 教育相談活動の現状及び情報交換、ワークショップ等
- 子ども理解・保護者理解に関する講演(発達障害の児童生徒の理解と具体的な指導と支援等)
- 施設見学(少年鑑別所、児童心理治療施設等)
- 困難事例等の検討、対応策についての協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- スクールソーシャルワーカー基礎演習にてスクールソーシャルワークの必要性や面接技法について
- 児童心理治療施設他関係機関との連携について
- スクールカウンセラーとの合同研修会(SCがSV的な役目を行い協議において深まりが得られた。)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 ⇒ 設置なし(適任者を検討し、今後設置に向けて検討を行う。)
- 活用方法 なし

(6) 課題

- SV未設置の為、とくに初めてのSSWへのアドバイスや指導が受けられず、その他のSSWも含めての資質向上。
- 複雑化・多様化する問題行動等の課題に対応できるよう、SSWの資質向上に向けた研修内容の充実(SSWからのニーズも踏まえて)。
- 対応問題の複雑化・深刻化によるSSWへのメンタルヘルスの対応

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困・家庭支援のための活用事例（①家庭の問題、②児童虐待、未然防止 ④不登校 ⑥不良行為）
生活保護受給世帯で、母親の交際相手（無職）と同居している。

その子供らは、揃って欠席することが多く、欠席日数も増加し家庭訪問を実施し、そのうち一人は改善傾向にあるが、もう一人は不登校であり改善が見られない状況である。

子供らの安全に生活する権利が脅かされていた状況もあり、関係機関と連携して小中合同ケース会議を開催。

要対協ケースとして、児相、家児相、保護係、生活サポート、交番、教育委員会等を含め、役割連携を図り、母親へのアプローチを基盤に支援を行い、生活環境や子どもの安全を確保するという点では改善された。母親のニーズに寄り添い、転居希望もあるため公営住宅申請支援等、丁寧に支援を進めている。

【事例2】 貧困・不登校のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

一人親世帯で生活困窮状態。保護者は病気を抱えながらの夜間就労。当該生徒は家事や未就学児の世話を担い、自身も疲労し、登校に支障があった。スクールソーシャルワーカーは福祉機関と連携し、生活環境を整える（フードバンク、諸手当金、生活保護の申請、未就学児の保育所入所手続き等）。学校では担任を中心とし、学年・管理職との共通理解を図り、外部支援員と連携し、登校支援、就学援助手続き、進路指導（学習支援体制）等を行った。当初、経済的理由等で高校進学に消極的であったが、生活が少しずつ落ち着くと見通しが立てられるようになり、保護者と学校側との理解も深まり、高校受験へ進路を決定し、県立高校に合格した。

【事例3】 性的虐待のための活用事例（②児童虐待、④不登校、⑦その他、⑧性的な被害）

母親からのネグレクト、また、母の恋人からの性的虐待を受けている生徒への支援。児相が母親や恋人に対してどのような対応をしたのか、今後、誰がいつまでに何の支援をするのか共有されておらず、生徒の登校状況や心理状態が悪化。早急に安心できる生活環境を整える必要があるため、ケース会議を開き、役割分担と期限について確認。これまでの単発の支援からチーム支援に変わったことで、母親の対応も変わり、状況が改善に向かった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

【A教育事務所】○新規不登校は1名のみとなっており、ほぼ前年度からの継続不登校として支援を継続している。また30日未満の欠席は、3中学校で減少しており組織的な支援・対応の成果として捉えている。小学校では、9校中8校については不登校率が減少傾向にある。

【B教育事務所】○困難ケース（長期不登校、生活困窮、当該児童の発達の課題、心身の健康状態に関する課題等）において、学校の支援チームと関係機関（福祉、医療等）との連携で、学校復帰や中学校入学へとスムーズに移行できた。

【C教育事務所】○積極的な家庭訪問等を通して信頼関係を築き、行政や医療機関等へ積極的につなげることで、生活環境が好転するケースが見られた。

○要対協を定期的で開催し、各種機関と連携することで、一時保護等に繋げることができた。

○継続して同一地区を担当することで、小中学校と連携した兄弟支援を行うことができた。

【D教育事務所】○スクールソーシャルワーカーの働きかけで、学校と関係機関との連携が図られるようになり、課題解決へ向かう事が出来ている。また、支援を要する児童生徒の保護者に寄り添い相談活動を実施する事が出来ている。

【E教育事務所】○SSWが関わることで児童生徒の課題解決に向けた関係機関との接続が効果的に行われ、課題に対する対応が早くなった。また、SSWを活用した学校においては課題の解消につながったケースが増えたと答える学校あった。

【F教育事務所】○小学校、中学校10校、24人に対して支援を行い、半数は支援終了となっている。子ども家庭課等外部機関との連携強化により充実した支援を行うことができた。また、管理職・関係職員等との情報・意見交換を行い、支援体制の確認等により課題解決につながった。

(2) 今後の課題

○スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた、研修会の充実。

○複雑化・深刻化する事案への助言や相談に対応するスーパーバイザーの設置。

○学校職員、保護者に対するSSWの業務内容の確実な周知の実施。

○SSW対応事案の増加傾向に伴う、早急なSSWの配置拡充が必要。

○保護者対応をスムーズに行う為の、勤務時間の柔軟な運用

○島嶼地域であるため、研修会参加、離島派遣の際の交通費等の予算確保。

○SSWが業務で使用する際の携帯電話や公用車（学校車）使用等の勤務環境の整備。

○対象事案への継続的な関わりやSSWの雇用環境改善に向けた任期の見直し。

札幌市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

虐待や貧困など、家庭環境における課題が深刻化、複雑化している現状に対して、学校と福祉機関等が連携した支援が必要である。このような実情を踏まえ、スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒のおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー（甲）を13名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣依頼があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

スクールソーシャルワーカー（乙）を5名委嘱し、拠点校を基に担当地区を巡回し、そこで把握した事案について教育委員会に報告する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー（甲）13名（うち1名はスーパーバイザー）
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、教職員の経験等
- ・勤務形態：1人年間180時間（1回3時間×週2回×年間30週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）
- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー（乙）5名
- ・資格：校長経験者等、教育や福祉の分野において活動経験のある者
- ・勤務形態：1人年間630時間（1回6時間×週3回×年間35週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項及び取扱要領を定め、年度ごとに見直しをしている。また、全市立学校の担当者が参加する生徒指導研究協議会においてスクールソーシャルワーカーの活用について資料を配布し、周知している。さらに、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」（平成30年度7月付）を教育委員会が作成し、各学校に配布し、周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー（甲）13名、スクールソーシャルワーカー（乙）5名

（2）研修回数（頻度）

月に1回

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて事例検討を行い、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーが必要に応じて助言している。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流を行うことで、家庭や児童生徒への支援に係る多くの情報を得ることができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。また、新たな関係機関との連携の在り方について協議する場ともなった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・学校からの相談について、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。

（6）課題

月に1回の研修会において、扱う事例の数が多くなってきているので、一つ一つの事例に対しての研修的な時間をもつことが以前よりは少なくなってきている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】保護者のエンパワメントと医療と学校による連携展開の活用事例（①家庭環境の問題、⑦発達障がい）

本児は小学校5年生。発達障がいをもち強い衝動性を示すため特別支援級に通学している。また定期的に通院を続けている。母親はDVが原因で数年前に離婚し、現在生活保護を受給し本児と二人暮らしである。本児の登校時刻はまちまちでそれに合わせて母親が同伴してきた。母親にひどく疲れた様子が見られ、小学校より母親への支援を目的にSSW派遣要請があった。面接により母親から不眠、不安、焦燥感に苛まれる毎日であることが語られる。本児の将来に見通しが立たないことで、帰宅後本児と激しい喧嘩となり自己嫌悪に陥っていることが明らかとなった。SSWは母親にメンタルクリニックの受診を勧め、本児の通院先の精神保健福祉士にも相談した結果、ペアレントメンターの活用に至った。母親はそれらの活用によって徐々に元気を回復し、本児の行動に冷静な対応が出来るようになり始める。SSWは定期的に母親と支持的面談を繰り返した。母親の了承の下、医療的協力により徐々に元気を取り戻していることを学校側に伝え、学校の意見も医療側に伝達した。面談を繰り返す中で母親は学校に対しても要望があることが判明する。SSW同席のうえで教員と面談。本児単独での通学により母親が余裕を持ってクリニックに受診したいこと、いつかは通常級を希望している等の話が出された。SSWはこれらを医療機関に情報提供し、医療、教育のそれぞれの考え方が理解されつつある。母親は更に力を取り戻してきており、2019年度は母親・本児を含む他職種による今後の本児への支援会議が検討されることとなっている。

【事例2】貧困対策及び不登校、発達障害に関する課題のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦その他）

本児は幼少の頃より落ち着きがなかったが、小学校入学後より物を壊すなどの行為が見られ、更に落ち着きがなくなり、登校もできなくなってきた。担任が家庭訪問を実施し、本児の様子を確認したり、プリントを渡したりするなどし、保護者との関係構築に努めていた。保護者とSCの面談も実施され、校内での情報共有はできている状況であった。本児の状況が、家族にも影響し始めていることを心配し、関係機関との連携を目的にSSWが要請された。

学校より現状の聞き取りを行い、保護者とも面談を実施した。発達障害が疑われるため、保護者と相談の上、医療機関への受診を検討し、その後通院を開始することになった。他のきょうだいやまた登校渋りがみられ、家庭での様子に変化がみられ始めていた。一人親家庭であり、保護者自身の心理的な落ち込みも懸念されたが、自身で関係機関に相談するなど行動に移すことができ、SSWとしては、その強みを認めながら支えていく必要があった。保護者との面談では関係機関との連携を図りながら、より良い生活を送ることができるよう支援していくことを伝え、了解を得た。本児に対しては、放課後等デイサービスの利用を検討し、見学を薦めていくこととした。

家庭全体の状況を把握する必要性もあり、家庭児童相談室と連携を図り、学校、医療機関にも参加してもらいケース会議を実施した。関係機関との情報共有により、この家庭の全体像が把握され、各関係機関の役割を整理、分担することができ、本児を含む家庭全体の支援体制を整えることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度から巡回型のスクールソーシャルワーカー（乙）を5名配置した。その結果として、支援対象児童数は、平成29年度の287人から平成30年度は1,026人へと増加した。これは、巡回SSWが拠点校を基に市内全小学校を訪問することで、家庭環境に問題のある児童を早期発見することができたという成果であった。

（2）今後の課題

SSWの増員による迅速な対応やより細やかな配慮ができる体制づくりを目指す。また、SVおよびエリアリーダーが後進のSSWを育てる役割を担い、SSW個々の質を高めるとともに、SSWによる対応を学校が学ぶことで学校現場の対応力の向上を促す。

仙台市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置、活用することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等の生徒指導上の課題を改善する。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会内にスクールソーシャルワーカー7名を配置し、学校からケース依頼を受けて派遣を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 7名

【資格】 社会福祉士、精神保健福祉士

【勤務形態】 1日6時間×週5日

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

資格要件、業務内容、ケース対応の進め方等を盛り込んだガイドラインを策定し、それをもとにリーフレットの作成を行い、各学校に配布し、活用の仕方やスクールソーシャルワーカーの役割について周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー7名

（2）研修回数（頻度）

- ・年35回程度（SSWSVによる研修10回、SSW同士による研修20回、学校教育理解研修5回）
- ・年13回の事例検討

（3）研修内容

- ・事例検討（スクールソーシャルワーカー同士）
- ・学校教育（いじめ、不登校、特別支援教育等）についての理解
- ・スーパーバイザーによるスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SSWSVの活用
- ・学校教育の理解

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 1名

○活用方法 毎月1回、スーパーバイズや事例検討

（6）課題

- ・スキル向上のための研修内容の充実
- ・スーパーバイズの機会を増やすための予算措置
- ・学校教育理解の推進

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】校内での暴力行為を繰り返す児童支援のための活用事例（④不登校 ⑤暴力行為 ⑦その他）

児童は、小学低学年から不登校で、登校した際は校門前の水溜りに寝たり暴れたりした。教室には入れず、別室登校でマンツーマン対応をしているが、我慢することができず教員への暴力があった。児童は、医療機関には以前から関わっており、医者から母親にSSWを紹介したことで、SSWにつながった。SSWは、母親との面談を行い、その後関係機関を交えたケース会議を実施した。教員と児童が信頼関係を構築しながら、福祉サービスの情報提供や医療連携を行った。学校との医療連携により、児童への関わり方等の助言をもらい支援を行った。

【事例2】保護者の養育が十分になされない児童支援のための活用事例（②児童虐待 ⑦その他）

母子家庭で、児童には発達上の特性があり、母親は児童への対応に困り、「児童を殺してしまうかもしれない」と言って虐待をしていた。その後、児童相談所にて一時保護措置となった。一度学校に復帰したものの、次は母親が精神的に落ち込み、入院に至ったため、再度一時保護措置となった。SSWは、関係機関を交えたケース会議に参加し、学校における児童への発達上の特性の理解を深めながら、体制づくりや対応について教職員と共に検討した。

【事例3】

事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・仙台市では、平成26年度に1名体制でスクールソーシャルワーカー活用事業を始め、26年度の対応件数は44件であった。30年度は7名体制で事業を実施し、対応件数は158件であった。
- ・相談件数のうちの約半数が不登校事例であり、全国的に見ても出現率が高い仙台市の不登校について、学校や関係諸機関と連携をしながらその対応に当たっている。
- ・事業実施担当課である教育相談課が、市内全学校の巡回訪問を行っているが、スクールソーシャルワーカーが同行し、その中でスクールソーシャルワーカーの業務内容を説明しながら、学校の困難ケースを積極的に拾い上げ、支援を行ってきている。
- ・事業開始5年を経過し、各学校においてもスクールソーシャルワーカーの役割やその有効性が広く認知されるようになってきた。

（2）今後の課題

- ・優秀な人材の育成および確保、そのための研修の充実や雇用条件の見直しが課題である。
- ・市内の学校数（189校）、相談件数から見ると配置拡充は必要だと考える。配置形態についても今後検討の必要ありと考える。

さいたま市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対し、教育分野に関する知識並びに、福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、健全な児童生徒の育成を図るため

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校14校に1名ずつ計14名、教育相談室6室に17名の計31名を配置し、すべての市立学校へ学校訪問を実施

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 31人

○資格 社会福祉士15人 精神保健福祉士10人 教員免許8人 ※重複あり

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

○「さいたま市スクールソーシャルワーカーガイドブック」を作成し、すべての市立学校へ配付している。

○教育相談室の指導主事や精神保健福祉士とともにすべての市立学校へ訪問し、各校の実態に応じたSSWの役割について、管理職と協議を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

さいたま市スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

SSW連絡協議会（3回）、SSW合同事例研修会（2回）、実務に関する研修会（1回）
新規任用者研修会（2回）

（3）研修内容

○さいたま市の教育相談 ○SSWの役割や業務内容 ○虐待の理解と対応

○希死念慮のある児童生徒への対応 ○子どもの理解 ○事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

○SSWが校内で実際に行っている「校内ケース会議の進め方」を研修の中で模擬ケース会議として行った。模擬ケース会議を通して、効果的な支援の実践をSSW全員で共有することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：教育委員会の精神保健福祉士（常勤職員）7名

○活用方法：学校に訪問して個別にSSWのケースに対する助言・指導。

毎月実施している事例検討会でのケースに対する助言・指導。

（6）課題

・SSWの経験等に応じた資質向上に向けた研修のあり方。

・SSWの対応した事例の検証や効果的な実践の集約などを行い、今後の研修や事例検討会に活かしていく仕組みづくり。

・SSWに対して専門的な見地から迅速に指導・助言のできるSVの育成。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校、⑦その他）

Aは小学生で、不安障害と診断されており不登校。他の兄弟も登校しぶりや不登校状態。母子家庭で、母は精神疾患があり、ほとんどの家事を担うことができず、子どもたちが食事を作ることもあった。不登校の理由は不明だが、集団が苦手な忘れ物が多い様子だった。Aは兄弟と喧嘩をして、自分の首を絞める行動もあった。

S S Wが訪問支援を開始し、母やAと会えるようになり関係性を構築。母に食材宅配サービスを紹介したり、Aの受診する病院とも情報の共有を図ったりした。集団が苦手と話すAのためにS S Wは教育相談室を紹介し、Aは週1回程度来室ができるようになった。また、他の兄弟に関しても学習支援の民間団体を紹介し、訪問支援をしてもらえるようになり、支援体制を構築した。

【事例2】心身の健康のための活用事例（⑦その他）

Bは中学生であり、一学期より「自分の中にたくさんの人格がいる」と話し授業に集中できないことや、小学校の時にBをいじめていた生徒に対しての強い怒りを思い出し、頭痛を訴えて早退することが続いていた。同時期、Bは心療内科に受診を開始している。

S S Wが介入し、母子との面接を定期的に行い、安心して話せる関係を作り状況を把握した。管理職、担任、S C、さわやか相談員等でケース会議を行い、賑やかな場所が苦手であるBに対し、落ち着ける場所として保健室や相談室を提供することを決定した。また、母の希望を受け、S S WがBの心療内科受診に同行し、医師にリスクの確認や対応のアドバイスを受け、校内で共有した。その後、B、母、学校で検討し、三学期から通級指導教室に通い、落ち着いた生活を送ることができている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑧性的な被害）

Cは、汚れた衣服を身に着け、空腹から他児の家でご飯をもらう等のネグレクトが心配される児童であった。また、Cには性的な発言やボディータッチの仕方から母とパートナーとの性交の目撃が疑われた。そのため、S S Wが中心となり児童相談所とCや家庭の状況を共有し、支援を行った。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度の支援実件数は、1767件で、平成29年度の990件と比べて、1.8倍増加した。これは、学校配置となり、より細かく児童生徒とかかわることができるようになったと考えられる。関係機関との連携数も増加しており、継続ケースにおける関係機関との連携支援延べ件数は、平成29年度の1580件から、平成30年度は2086件と、506件の増加となっている。

成果として、全ての市立学校への学校訪問等を行い、ケースに応じた支援を実施し、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることができた。特に、支援課・児童相談所等の関係機関との連携によって、児童生徒への適切な支援を行うことができた。

	S S W 配置人数	支援実件数	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関と連携して支援した件数	
			実件数	延べ件数
H28年度	20	1040	206	703
H29年度	20	990	345	1580
H30年度	31	1767	495	2086

(2) 今後の課題

- ・有資格者やスクールソーシャルワーカー経験者等の人材確保
- ・S S Wの専門性の向上のための育成や研修
- ・スクールソーシャルワーカーの勤務時間管理
- ・スクールソーシャルワーカーが効果的に機能するための学校内における教育相談体制の充実

千葉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会（教育支援課、教育センター、養護教育センターに各1名）と行政区ごとに1名ずつ計8名を配置することにより、担当指導主事、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、関係機関、学校との連携が図れるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・社会福祉士 6名（うち3名は教員免許状、1名は公認心理師を取得）、精神保健福祉士1名
- ・年間560時間勤務（週4日、1日4時間勤務を原則としている）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活用指針を策定し、SSWはもちろんのこと、管理職研修会や生徒指導または教育相談担当対象の研修会等を通じて周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- 研修会：年3回
- 定例会：月1回
- 初任者研修：約2ヶ月

（3）研修内容

- 研修会：活動方針及び計画について、教育関係機関の施設見学・事業説明、講話
- 定例会：事例検討、情報交換、行政機関からの行政説明や通知等の伝達
- 初任者研修：千葉市の教育、千葉市の行政機関・相談機関、SSWの服務・職務

（4）特に効果のあった研修内容

- 教育関係機関の施設を訪問することで、より連携が取りやすくなった。
- 事例検討を行うことで、SSWの意見交流や対応等について共通認識が図れた。また、スーパーバイザー（SV）からスーパービジョンを受けることができ、事案対応に役立てることができた。

（5）スーパーバイザー（SV）の設置の有無と活用方法

- SVの設置 統括スーパーバイザーを設置し、SC・SVを含めた組織的な相談体制をとっている
- 活用方法 定例会等におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。

（6）課題

- 新人スクールソーシャルワーカーが増加することから、1～3年目の新人研修のあり方を検討しなければならない。
- スクールソーシャルワーカーに「チーム学校」の一員として、見識と力量を更に高めていく必要がある。
- 配置方法や雇用体系の見直しを図りながら、地元の大学等の教育機関との連携など、SSWの人材確保について検討していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

中学の妹と高校の兄、母親の3人家庭。アパートの廊下まであふれるほど、家のごみ屋敷状態になっており、流しや風呂が使用できない。妹はスポーツクラブに入会し、クラブで入浴。兄は高校の部室にあるシャワーで入浴し帰宅している。食事に関しては母親が調理した食事を食べることがない。妹は高校受験を控えているが、自宅では学習ができないため、スーパーのイートインスペースを利用して学習している。

母親は精神疾患があるが、継続的な受診ができず、就労についても意欲があまりない。ゴミ屋敷について、気にはしているが、どうしていいかわからないと言って、具体的な行動がとれない。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・兄妹の学習と生活の場所を見つけ紹介できるようにする。進学に向けての学習支援と経済的支援の確認。
- ・母親の精神的な安定のため、継続的な受診ができるような手立てを検討する。
- ・ゴミ屋敷の解消のため、関係機関に働きかける。

(3) 経過

- ・NPO法人の支援で、母親の医療機関の受診が行われるようになり、精神的に安定するようになった。
- ・生活支援サービスに依頼し、徐々にゴミを撤去し生活環境も少しずつ改善された。

【事例2】不登校状態改善のための活用事例（②児童虐待、④不登校）

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

4人の子どもと母親の5人家族。4人の子ども全員が不登校状態で、母親が子どもを就学させる意欲が乏しい。家庭訪問等を繰り返し行ったが、ある時、突然市外の知人を頼って子どもを連れ出してしまったことで学校が生存確認をすることができず、母親とも連絡が取りづらくなった。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・教頭と担任が家庭訪問する際にはSSWが同席して、子どもと母親に接触できるようにしてきた。
- ・ケース会議を開催し、関係機関である児童相談所、社会援護課、こども家庭課と情報共有し、子どもの生存確認ができるよう連携を図った。また、学校から所轄の警察署にも相談に行き連携を図った。

(3) 経過

学校だけでなく関係諸機関からも、母親に対して生存確認が必要で、応じない場合には法的な手段等が必要であることを伝えたと、小学校で親子との面談が実現した。今後も関係諸機関との情報共有を続け、不登校状態が改善できるよう教育センター等の相談機関に親子を繋げていく予定である。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラー活用事例

昨年度、活用事例はありません。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 昨年度106件の支援を行い、45件について「問題が解決」あるいは「支援中であるが好転」した。今年度は7月末現在で82件の支援を行っている。（28年度は89件、29年度は102件を支援）
- 教育センター、養護教育センターに配置したことにより、両センターの相談事案にSSWの助言が可能となった。

(2) 今後の課題

- 配置方法や雇用体系の見直しを図りながら、地元の大学等の教育機関との連携を図り、人材確保・育成の検討を行うこと。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上と、解決困難な事案へのより良い対応と見極めを行うこと。
- スクールソーシャルワーカーの職務や活用方法について、学校現場への周知を更に図ること。
- 個人情報保護の観点から、関係機関との適切な情報共有のあり方を検討すること。

横浜市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市では、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらいを「児童生徒への支援や課題の解決のため学校の組織的取り組みの中心的役割を担う児童支援・生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター等がスクールソーシャルワーカー（SSWe r）と協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その支援の過程で学校自らの問題解決力をつけていくこと」としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校については、4つの方面学校教育事務所に配置。高校、特別支援学校については教育委員会事務局に配置。学校の要請に応じて、指導主事を含めた課題解決支援チームの一員として派遣している。

平成27年度に行政区各1名のSSWe r配置を完了。次期は人材育成と体制強化を課題と捉え、平成28年度は人材育成や事業計画等を担当する統括SSWe r1名を担当課に配置、さらに平成29年度は、統括SSWe rを常勤の担当係長とし、チーフSSWe r4名を方面学校教育事務所に配置。平成30年度は、チーフSSWe rを廃止し、常勤職の統括SSWe rを4名に増員。方面学校教育事務所での管理体制を強化した。またSSWe r4名を増員し、中学校区を定期的に訪問し支援する巡回型の試行調査を実施した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：30名 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教員免許、臨床心理士等

勤務形態：正規職員6名、非常勤嘱託員（特別職）24名：週30時間勤務（7.5時間×4日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本市の活用事業は児童支援・生徒指導専任との協働にある。そのあり方について、平成24年度に「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し全校に配布。平成26年度には「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」を作成し全校と関係機関に配布。これらを基に平成31年度に向けガイドライン作成の準備を開始した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

すべてのスクールソーシャルワーカー（SSWe r）

（2）研修回数（頻度）（3）研修内容

全体研修：年7回 機関連携、緊急対応、SSWe r事業プログラム、児童福祉、発達心理等

新任研修：年21回 SSWe r概論、支援の実際、学校・教員文化、校内分掌、発達心理等

統括SSWe r研修：年2回：グループスーパービジョン

（4）特に効果のあった研修内容

SSWe r事業プログラム：実践の振り返りができるため、全ワーカーに有効

テーマ別研修（高校生の抱える問題とSSW活用事業、障害児の思春期の理解と支援）：SSWe r、教員にも公開

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（常勤SV1名）

○活用方法：統括SSWを対象としたグループスーパービジョンを実施：月1回

（6）課題

- ・ ソーシャルワークの知識や技術のレベルに応じた研修体制を構築しにくい。
- ・ 研修内容が実践に活かされていない。
- ・ 統括SSWe rを設置し、管理体制を整えたが、各SSWe rがスーパーバイザーになる準備が整っていない。
- ・ 事業の検証を十分に行えていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】服薬中断後、暴力行為が頻発した生徒への活用事例 (⑤⑦)

(1) ケース概要

広汎性発達障害の確定診断から服薬治療を受けるも、定期的な受診と服薬ができなくなった中学1年の生徒。服薬中断後から生活全般において行動が不穏となった。学校では、器物損壊や他害を含む暴力行為が頻発。管理職から「暴力行為への対応」について派遣依頼があった。

(2) 支援内容

- ・SCを交えて校内カンファレンスを開催。本児、家庭及び関係機関についての情報共有、課題整理。今後の方向性の協議を行った。暴力行為の背景には服薬の中断があり、その理由としては、保護者が障害を受容しきれないこと、医療の必要性を十分に認識できていないことが見立てられたため、支援の方向性は「他の医療機関への受診と服薬再開を目指すこと」となった。
- ・SC、SSWe rは保護者面接により信頼関係を構築。SCは本児の抱える困難さと医療の必要性を説明し、SSWe rは、不安を抱えた保護者の要望を受け受診に同行。
- ・教員の本児理解を深め日頃の支援に役立てることを目的に、医療を含めた機関連携会議を開催。

(3) 支援後の経過

- ・母の障害理解のもと、本児は、医療受診と服薬を継続できるようになった。
- ・機関連携会議で医師の見立てと助言を得ることで、学校は、本児に対し共通理解に基づいた組織的な支援が行えるようになった。
- ・本児の行動は安定し、暴力行為は見られなくなっている。

【事例2】不登校への対応について保護者と学校との関係調整を行ったケースへの活用事例 (④⑦)

(1) ケース概要

学習や友人関係の不安から不登校となった小学5年の児童。保護者が対応の不满を訴えたため、学校は要望に沿うも不满の解消に至らず、不登校が長期化。管理職から「保護者対応」について派遣依頼があった。

(2) 支援内容

- ・学校教育事務所にて、ケース検討会議を実施。保護者の学校に対する不满の背景には、保護者と学校間で認識の異なりがあると見立てられたため、支援の方向性は「相互理解を助けること」となった。
- ・SSWe rは、保護者面接で聞き取った思いを学校に伝え、また、保護者に学校の思いを代弁することで、保護者、学校間の相互理解を支援した。
- ・相互理解の深まりを確認し、保護者参加型の問題解決型ケース会議を行い、『本児が困っている課題』『長所・強み』『短期目標』『課題の背景要因』『支援方法』及び『支援の役割分担』を検討した。

(3) 支援後の経過

- ・保護者、学校間の信頼関係が修復され、問題解決型ケース会議で設定した目標に向かって両者で協働しながら本児の支援ができるようになった。
- ・本児は登校を再開。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・統括SSWe rの配置によりそれぞれのSSWe rが支援する全事案の管理が行える体制を構築したことから、SSWe rが派遣された学校の7割以上で課題の改善に向けた効果があった。
- ・児童や保護者が直接、SSWe rに相談できる電話相談窓口の開設時間を平成30年度から延長したことで、昨年度比92件増の274件の相談を受け、うち146件について解決に向けた支援を行った。
- ・高校・特別支援学校のSSWe r派遣を開始し、計10校で33件の相談を受けた。高校では73.3%、特別支援学校では75.0%の事案について、課題の改善に向けた効果があった。
- ・中学校区内の学校を巡回訪問する配置型SSWe rの試行調査では、140名の児童生徒を支援し、80%以上の学校で課題の改善に向けた効果があった。

(2) 今後の課題

- ・中学校区内の学校を巡回訪問する配置型への転換にあたり、スクールソーシャルワークの専門的知識を有した人材の確保や組織的な人材育成、事案管理について更に検討が必要。

川崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡みあっていると考えられる。よって、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童生徒の支援を行うことにより課題解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

各区役所におかれている教育委員会事務局学校教育部の、区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてそれぞれの専門性を活かし、総合的な子ども支援、学校支援に当たれるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数： 8人
- ・資格： 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状
- ・勤務形態： 4日/週、29時間/週、市非常勤嘱託職員

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの役割や業務内容、連携可能な関係機関等を載せたマニュアルを作成（平成26年3月）し、スクールソーシャルワーカーに配布。それをベースとしながら、事例研修会や専門研修会において具体的な事例をもとにしながら、さらなる共通理解を図ったり、より活動しやすい体制等について話し合ったりしている。

学校に対しては、年度初めの校長会議で毎年周知している。加えて、活動内容を伝える教職員向けリーフレットをスクールソーシャルワーカーが研修の一環として作成（平成29年3月）し、全教職員に配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象： スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）： 年13回

（3）研修内容

- ・大学教授より指導・助言を受ける専門研修
- ・実際のケースをもとにした事例研修
- ・スクールカウンセラー等との合同研修
- ・他機関が主催する研修や会議への参加による情報交換
- ・関係機関の視察 等

（4）特に効果のあった研修内容： すべて

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置： なし

（6）課題

8名のスクールソーシャルワーカーが各区役所に勤務しているため、常に互いに顔を合わせているわけではなく、また、個々の経験が異なる上に課題が区や学校の状況により様々であるため、8名全員が希望する研修を組むことが難しいこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の調整が必要な児童のための活用事例（②児童虐待、④不登校）

両親ともに病気がちで、欠席や遅刻が多い低学年児童。母はうつ症状、父は脳梗塞の後遺症があり、児童の世話や登校刺激が十分にできない家庭である。

母は体調が悪いと朝起きられず、本児の登校も困難になりがちだった。スクールソーシャルワーカーは学校に調整してもらい家庭訪問を重ね、本児や保護者の困り感を聞きながら、関係を作っていくところから始めた。

その後、学校、関係機関と連携して役割分担を行い、送迎ボランティアなど社会資源につなげ生活環境を調整した。

また、母を支援し、労をねぎらいつつ子どもへの関わり方についてアドバイスを行うとともに、医療的な相談ができるよう専門機関につないだ。

【事例2】自傷行為を繰り返す生徒のための活用事例（⑦その他（心身の健康・保健に関する問題等））

夏休み頃からリストカットを繰り返すようになった生徒。スクールカウンセラーと定期的に面談していたが、保護者とは連絡がとりづらかったため、学校からの依頼を受け、スクールソーシャルワーカーが保護者と何とか連絡を取り面談を行った。

その結果、母（母子家庭）も、相談相手がおらず、本生徒とどう関わっていいのかわかっていることがわかった。本生徒と母の承諾を得て、スクールカウンセラー、SSWが連携し、学校、スクールカウンセラー、SSWで、随時、チーム支援会議を行い学校での対応などを検討した。

その後、リストカットはほぼ見られなくなったが、医療機関との連携を図り、継続して母子への支援を行っている。

※ 「性的な被害」について活用した該当事例はなし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

各区1名以上配置の体制を継続し、周知・啓発に力を入れることにより、スクールソーシャルワーカーの派遣・活用は年々充実している。平成30年度は前年度同様、対応児童生徒数は横ばいではあったが、そのうち継続支援を行っている数が、平成28年度以前に比べ増えた。

小学校における児童支援コーディネーター全校専任化や中学校における支援教育コーディネーターの拡充に伴い、学校からのSSW派遣要請回数は二年前より減少したが、児童生徒の抱える課題がより複雑化・困難化し、学校のスクールソーシャルワーカーに求める役割がますます高まってきているため、課題解決に向けて、継続支援を行いながら時間をかけて粘り強く取り組む必要があり、その成果が継続支援件数の増加に表れていると捉えている。

（2）今後の課題

関係教職員やスクールカウンセラー等との連携をいっそう強め、真に支援を要する児童生徒のさらなる掘り起こしを図るとともに、より難度が高くなってきている児童生徒の抱える課題の解決に向けてのスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めていきたい。

相模原市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に向けて、福祉的側面から働きかけや支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

原則として南区に2名、中央区に3名、緑区に2名を地区担当とし、中学校区をもとに学校担当制とした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置 青少年相談センター 7名 **勤務形態** 週4回 7.5時間

資格 社会福祉士 4名 精神保健福祉士 4名 教員免許状 1名
幼稚園教諭資格 1名 資格を有していない 1名

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定している。周知方法としては年度始めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明している。また、イントラネットにおいて電子データで格納し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 7名

（2）研修回数（頻度）

①ケースモニタリング 年間12回

②スクールソーシャルワーカー研修会 年間4回（1回は講演会 3回は事例検討会）

（3）研修内容

①ケースモニタリング スクールソーシャルワーカー7名が継続受理しているすべてのケースをについて、現在の状況の確認及び、今後の方向性を検討する。

②不登校対応セミナー 青少年相談センターと中学校区の小中学校共催で実施。大学教授等の講義を学校区の教職員とともにスクールソーシャルワーカーが研修として受講する。

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討会は、現在継続して関わっているケースの中で、非常に複雑化しているケースについて、SSWや指導主事が参加して、今後の方向性等を検討した。そのような中で専門的な立場からの助言をいただくことで、今後の方向性が明確になった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

（2）及び（3）で示した事例検討会としてのスーパーバイズのみ

（6）課題

①各ケースが深刻化、複雑化していることから、各ケースの方向性や児童生徒のアセスメントなどの妥当性等について助言できるスーパーバイザーをより充実していくことが必要である。

②更なる資質向上が必要となってくる。そのための研修をより充実させていくことが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例（④不登校、②児童虐待） 対象児童：中学生（男）

欠席が増え始めたことに危機感を持った小学校は、校内支援チームメンバーにSSWを加え、定期的にケース会議を実施することで、タイミングをとらえて複数の先生で家庭を訪問したり、学校が居心地の良い居場所となるよう、本人のストレングスに焦点を当てた支援を実施したりした。その結果登校状況は一定程度改善したが、本人の知的能力に応じた特別支援学級への措置替えには至らなかった。

中学入学後、しばらくは登校したものの次第に足が遠のいた。担任の働き掛けに応じて週に1回程度、放課後に登校するようになったものの長続きしなかったことから、担任は毎朝電話を掛け、民生・児童委員、主任児童委員、SSWが交代で家庭を訪問して登校を促した。この働き掛けが功を奏し、登校がほぼ軌道に乗ったところで、改めて校内ケース会議で学校での学習のあり方について検討し、本人の能力や希望に合わせて一部の授業は特別支援学級で学ぶこととなった。

しばらくして家庭では電気が止まり、食事も食べられない状態になっていることがわかったため、学校が市要対協部署に通告。市要対協部署等の介入により保護者は医療保護入院となった。その後、正式に特別支援学級の所属となり、本人に合った進学先に進学することができた。

【事例2】不登校児童のための活用事例（④不登校） 対象児童：小学校高学年（男）

小学校4年生より不登校。不登校となったことに保護者も危機感を持ち、担任やスクールカウンセラーと定期的な面談をしていたが、次第に両者と距離を取るようになった。家庭訪問を拒否された学校が今後の支援について検討するためのケース会議にSSWが参加することとなった。

校内ケース会議で、本人の学校への拒否感が強いこと、保護者も本人の対応に困っていることなどが共有され、学校と保護者の連携の強化のためにまずはSSWが家庭に直接支援することになった。

学校の紹介によりSSWが月に1回のペースで家庭訪問を開始。本人の状態や保護者の気持ちなどを聞き取り、学校にフィードバックし、学校が家庭に関わるタイミングや内容などを検討していった。

SSWと関わることにより支援に対する抵抗が下がった保護者は担任の支援も受け入れるようになり、6年の後半には担任が家庭訪問し、本人と話すことができるようになった。

【事例3】「性的な被害」等についての該当事例なし

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度の新規相談受理件数は50件で、前年度からの継続件数53件を合わせ103件のケース数となり、前年度に比べ継続受理ケースは17件増加した。これは、平成30年度よりSSWを2名増員したことに加え、教職員等向け研修等を実施したことによるものである。支援状況としては、学校や家庭、関係諸機関への「訪問活動」や「校内ケース会議」「関係機関を交えたケース会議」への参加などの支援を引き続き実施した。

(2) 今後の課題

現在は配置先を教育委員会（各相談室）におき、学校からの要請で動き出している（派遣方式）。このことのメリットもある一方、学校への周知が徹底しにくい、早期の段階で各ケースがつながりにくい等の課題もある。

このことについて、令和元年度2学期より一部小学校に対して、SSWが週1回常駐する「配置型」を導入する予定となっている。これは、学校とSSWが、より密に連携をとることができる体制を構築することで、適切なタイミングで効果的な支援を行い、不登校等の未然防止及び早期対応を図ることを目的としている。今回の導入による効果検証を行い、今後の体制強化等の方策を検討していく。

新潟市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。
- (2) 配置・採用計画上の工夫
 - ①教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。
 - ②採用に当たっては、必要数を公募によって補充する。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
 - ① 配置人数 3人（新潟市教育委員会学校支援課生徒指導班に配置）
 - ② 資格 社会福祉士，精神保健福祉士，社会福祉主事，児童福祉司，教員免許状
 - ③ 勤務形態 一日の勤務時間は6時間（10:00～17:00 昼休み1時間）。年間では1,404時間以内。
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について
 - ① 「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」（平成28年4月策定）の主な内容
 - ・スクールソーシャルワーカーとは
 - ・児童生徒を支える相談体制とスクールソーシャルワーカーの活用
 - ・スクールソーシャルワーカーの業務の遂行に当たって配慮すべき事柄
 - ・支援の具体例
 - ・活用の流れ
 - ② 周知方法
 - ・年度初めに市立学校・園へガイドラインを送付する。
 - ・校長会，園長会，スクールカウンセラー等活用事業連絡説明会（教育相談担当者等が参加）でスクールソーシャルワーカーの活用について周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
スクールソーシャルワーカー，新潟市教育委員会学校支援課指導主事
- (2) 研修回数（頻度）
 - ① 新潟市教育委員会主催研修会への参加（スクールカウンセラー研修，ゲートキーパー研修）
 - ② 新潟県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー研修会への参加（年3回）
 - ③ スーパーバイズ（年6回）
 - ④ その他ソーシャルワークにかかわる研修に参加（不定期）
- (3) 研修内容
 - ① 児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
 - ② 個別の事例についての検討及び情報交換
- (4) 特に効果のあった研修内容
 - ・新潟市主催の研修会への参加により，市の進める生徒指導の方針や方向性，児童生徒の問題行動等の原因や背景，対応の在り方への理解を踏まえて事案に対応することができた。
 - ・事態の進展が見られないなど，対応が困難な事案に対しては，スーパーバイザーからの指導助言を受け，その後の対応に生かすことができている。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - SVの設置 有
 - 活用方法
 - ・スクールソーシャルワーカーが担当する事案についての報告，相談等をSVが受け，必要な指導や支援を行っている。
- (6) 課題
 - ・スクールソーシャルワーカーの力量を高めるためのより効果的な研修の在り方について，検討・工夫していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不適切な養育環境に置かれた、発達に課題がある生徒のための活用事例

(①貧困対策, ②児童虐待, ④不登校, ⑤暴力行為)

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

・母, 兄(中2), 妹(中1)の3人家族。父のDVが原因で父母は離婚。3人での生活が始まった頃から, 兄妹とも登校しぶりが目立つようになる。母は精神疾患があり, 仕事も長く続かず, 収入が不安定である。また, 家計管理能力にも乏しく, 養育能力も不十分である。兄はADHDと診断され, 受診中。母親に対して暴力をふるうことがある。妹もADHDと診断されている。自宅は衣服やごみが散乱していて, 足の踏み場もない。テーブルの上には食べ掛けや腐った食品が残っている。兄弟の身なりも不衛生である。

(2) 支援内容

・母, 兄, 妹とそれぞれ面談を重ね, 家庭生活や学校で困っていることなどを確認。必要に応じて, 兄妹の学級担任や児童相談所職員とともに家庭訪問を行う。
・学校, 児童相談所, 市の児童福祉及び障害福祉担当課, パーソナルサポートセンター等と定期的に関係者会議を行い, 役割分担を確認する。必要な時に素早く必要な支援ができるような体制を整える。
・兄妹が通院する医療機関と連携し, 医学的所見を関係者間で共有する。

(3) 支援後の経過

・ホームヘルパーを活用することで, 家庭の衛生面に改善が見られた。また, 母親の負担軽減につながり, 仕事を長く続けられるようになった。
・兄, 妹とも登校できる日が増え, 進路についても考えられるようになった。

【事例2】不安定な家庭環境で育つ児童のための活用事例 (④不登校)

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

・母, 兄, 姉, 本児(小6)の4人家族。父から母へのDVが原因で父母は離婚。ネグレクトにより, 要保護児童対策地域協議会進行管理ケースとして, 市の福祉担当課がかかわっている。過去には, 母子生活支援施設を利用していたことがある。家庭の経済状況は不安定である。兄姉は不登校傾向であり, その兄姉を見て育った本児は学校に行く意味を見いだせず, また, 母親に本児を登校させる力はなく, 本児も不登校となる。
・本児は, 姉の影響を受けて容姿が派手になってきている。また, 母の目が届かないところでの行動範囲の広がりや, SNSの使用が見受けられ, 交友関係が心配される。

(2) 支援内容

・本児と面談を実施し, 学校に対する思い, 生活の状況, 友人関係, SNSの使用でのトラブルの有無等について確認する。また, 母とも面談し, 経済状況や家族の状況, 本児へのかかわり等について確認する。
・本児や母との面談内容については, 学校や児童福祉担当課と情報を共有し, それぞれが必要な支援に当たれるようにする。

(3) 支援後の経過

・本児及び母と面談を続けてきたことで, 母が本児の思いや行動に関心をもってかかわることができるようになった。
・本児は, 家庭訪問による学習支援を受けて学校に関心をもつようになり, 短時間ではあるが登校できるようになった。
・関係者が情報を共有し連携することで, 家族全体を見守る体制が構築できた。

【事例3】性的な被害によって心身が不安定になり自殺願望を抱いた生徒のための活用事例 (⑧性的な被害)

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

・母, 本児(中2), 祖母の3人家族。母は離婚後, 働きながら本児を育てている。母子関係は良好である。
・休日に複数の男子生徒と公園で遊んでいたとき, 性的な被害にあうとともに, その様子を動画撮影された。本児は, 誰にも相談することができないまましばらく時間がたった後, 動画が他の生徒の間に拡散していることが分かり, 母親や学校職員に事実を打ち明けた。本児はその後, 他人の視線を恐れるようになり, 外出ができなくなるとともに「死にたい」と漏らすようになった。

(2) 支援内容

・事態を把握した学校では, 母に警察へ届け出るよう促すとともに, 担任やスクールカウンセラーが本児への対応を進めた。事案発生時から数か月経過した後にスクールソーシャルワーカーが対応することになる。画像や動画が拡散していることで, 本児と母の気持ちは晴れることがなく, 恐怖から外出できない日々が続いていた。スクールソーシャルワーカーは学級担任とともに家庭訪問を行う。本児

及び母親と面談し、医療機関受診を勧めた。また、本児との面談を重ねる中で、本児の学習への不安や学校に対して望むことを受け止め、学校と情報を共有することで受け入れ態勢づくりに努めた。

(3) 支援後の経過

- ・医療機関での治療の効果もあって本児は徐々に元気を取り戻し、学校生活復帰に向けての意欲の高まりが見られた。本児の意向を確認しながら、登校開始に向けた支援を続けた。
- ・学年が変わると本児は登校を開始した。授業や部活動に復帰するとともに、学校行事にも問題なく参加することができるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 活用実績

- ・学校等への出動回数：H28 697回、H29 721回、H30 673回
- ・支援した児童生徒数：H28 91人、H29 99人、H30 87人

② 成果

- ・事業の開始から10年が経過し、スクールソーシャルワーカーとその役割についての周知が進んでいる。学校の、スクールソーシャルワーカーに対する期待の大きさを感じる。

(2) 今後の課題

- ・平成30年度は3名体制で事業を開始したが、年度途中で2名体制となった時期があり、前年度と比較して「出動回数」「支援した児童生徒数」が減少した。しかし、学校からの派遣要請は増加傾向であることに変わりはない。対応が長期にわたる事案も増えている。次年度は4名体制で事業を進めていくが、更なる増員を検討する必要がある。

静岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内全12支部に拠点校を位置づけ、その拠点校にSSWを各1名配置。
- ・拠点校以外の学校については、各学校からの派遣要請を受けてSSWが訪問する。派遣要請がない場合でもSSWが支部内の学校を訪問し、問題を抱えた児童生徒の発見や解決に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…12名（うち1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・資格…社会福祉士又は精神保健福祉士を有している。
- ・勤務形態…拠点校の勤務は、週1回2時間（年間70時間）を基本とし、必要に応じて追加できるようにした。拠点校以外については、各支部の配当時間内で要請のあった学校に随時派遣した。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・静岡市SSW活用事業実施要綱に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には、趣旨、事業の実施方法、いじめ防止等のための基本方針におけるSSWの役割、SSW配置計画などを盛り込んだ。
- ・生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡会等において、本事業の概要を関係教職員に説明し、教職員への啓発を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW12名、拠点校のコーディネーター担当教職員12名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会議を年4回開催し、その中で研修の場を設けた。
- ・静岡市教育センター主催の研修会の中でSSWに有益な研修講座を年2回選択し、SSWの悉皆研修とした。この他、子ども家庭課主催の各種研修会に多くのSSWが自主参加した。

（3）研修内容

- ・拠点校方式の工夫（各学校との効果的な関わり方）
- ・本事業を周知させるための工夫
- ・対応が困難な事例についての協議 など

（4）特に効果のあった研修内容

- ・第2回SSW連絡会には、拠点校のコーディネーター担当教職員も出席した。4～7月の活動内容を振り返ることで、SSW活用事業の成果と課題を明確にした。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置…有
- ・活用方法…上記（2）（3）参照

（6）課題

- ・SSWの力量を高めるためのSVの在り方について具体で検討する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校生活に不適合状態を示す生徒とその家族へのアウトリーチ支援（①貧困、④不登校、⑥非行）

中学生の本人、小学生の弟、母の生活保護家庭。精神疾患を患う母の不安定な言動、養育環境の不十分さにより、本人は施設入所体験があり、家庭引き取り後も社会的逸脱行動や不登校。弟も登校しぶりで、ともに学校生活に不適合状態。母は学校に対して批判的で、家庭と学校との関係が悪化し、関係機関の介入も停滞していたため、学校よりSSWに家族支援の依頼があった。

SSWは夏季休業中を含めて家庭訪問を随時実施し、母子との関係構築に努めた。緊急時も含め、不安定になった母からの相談を昼夜・休祭日も受けた。また、SSWは学校、児童相談所、生活支援課、県警少年サポ

ートセンター等と本家庭との仲介調整を行うとともに、福祉総務課の学習意欲向上事業を活用した民間の地域資源との連携による支援を本人に勧めた。学校に対しては、本人と家族の有する特性を理解した上で、登校時の個別支援、保護者への連絡等、真摯な働きかけをお願いし、指導の方向性の共通認識を図った。

SSWによる徹底的なアウトリーチ型の支援により、母子との関係が構築され、家族全体のアセスメントと見守り支援が拡充し、母の生活態度と意識が改善した。また、本人と母の思いを学校や関係機関に代弁・仲介したことにより、学校の本家族に対する指導上の不全感を軽減でき、関係機関との連携も柔軟化できた。

【事例2】虐待の疑いのある児童や保護者への支援（②児童虐待）

小学校低学年女子。関係機関や近隣からネグレクトの疑いの話が出ていた家庭。本人の登校は順調であった。しかし、本人の担任へのつぶやきの内容から虐待の疑いが強くなり、学校からSSWに介入の依頼（家庭状況の把握と家庭支援）があった。

SSWは家庭訪問し、手続きが進んでいなかった就学援助の申請について母から同意を得るとともに、妹の入園申請を促した。母自らも被虐待児として育ち、周囲との人間関係が希薄で、子どもの養育においてもモデルがないことから、SSWは母に寄り添うことを大切にされた。家庭訪問を通して、SSWは妹の生育状況や虐待の事実を確認し、関係機関に情報提供した。また、本人及び家庭に必要な支援がスムーズに進むように、SSWは学校や関係機関に支援を働きかけた。学校に対しては、担任だけでなく管理職も含めて見守り体制をつくるように促した。児童相談所に対しては、虐待行為に対する警告や母の養育への助言をお願いした。子育て支援課に対しては、就園の情報提供と申請の促し、食糧支援をお願いした。児童生徒支援課は、学校と関係機関との間で虐待対応の判断について助言をした。

SSWが学校を中心としながら関係機関や地域からの情報を集約し、必要な支援や助言を依頼したことにより、見守り体制を構築することができた。また、教員と本人との信頼関係が強くなり、本人の気持ちに迫ることができるようになってきた。今後も継続して母と関わることで、保護者の孤立阻止や社会的な未熟さの改善に努めていく方向。

【事例3】性的な被害のフラッシュバックが起きた児童への支援（⑧性的な被害）

小学校高学年女児。本人が小学校低学年の時に、当時中学生の兄から性的な被害を受けたことから、本人は児童心理治療施設へ措置入所となった。兄は中学校卒業後、高校の寮で生活することになったため、本人は家庭引き取りとなった。地元の小学校の支援級に転入後、学級担任との関係は良好だったが、本人と保護者は児童相談所とうまく関わることはできない状態となっていた。（保護者は、本人が児童心理治療施設へ入所しても改善が見られなかったと感じており、児童相談所の対応に不満を抱いていた。本人は、児童相談所の職員が学校を訪問したことをきっかけに、精神的に不安定になってしまった。）

こうした状況に不安を感じた学級担任及びSSW担当教員がSSWへ相談したことで、SSWが関わるようになった。過去の性的な被害の後遺症が何らかの形で表出してくる可能性があることをSSWと関係職員で共通理解し、本人の行動観察を継続して行った。しばらくの間、本人は落ち着いて生活ができていた。

転入の翌年、学級担任が男性に変わったことをきっかけに、本人がパニックを頻繁に起こすようになった。パニックを起こしたことについて校内で情報共有が十分できていなかったため、過去に本人と関わりのあった教員から情報収集し、本人への対応について協議した。SSWも協議メンバーに加わり、パニックを起こした際にどんな対応が必要なのか助言した。また、児童相談所との関係が途絶えていたため、SSWは児童相談所とつながるよさを保護者に伝え、関係改善に努めた。学校は、本人が卒業するまで教員の配置や関わり方を常時検討し、本人が安心して生活できるように配慮した。SSWは必要に応じて検討に加わり、助言した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・市内のほぼ全ての学校にSSWを派遣した（平成30年度118校）。また、SSW自らが各校に本事業の周知に取り組み、校内教職員向けに本事業の説明をした（同59校）。
- ・年間の対応児童生徒数は、前年度に続き1,000人を超えた（同1,023人）。
- ・対応件数の多い項目として、家庭環境697件、不登校233件、貧困問題224件などがある。また、児童虐待115件は前年度比69%増であり、関係機関との連携が求められる項目での対応が多い。

（2）今後の課題

- ・ケース数が増加傾向にあり、アセスメントやプランニングに時間をかけにくくなってきている。また、次回訪問時までにはケースの状況が急変し、SSWが介入しづらいことがある。次回訪問時までには「学校でやっておくこと」「SSWがやっておくこと」をある程度明確にし、見通しをもって対応する必要がある。

浜松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 拠点校型SSWを、市内各区の1～2小学校に配置する。
- ② 学校からの要請により、教育委員会が実態を調査し、必要性が認められた場合、区内に配置されているSSWを派遣する（①以外の小・中学校が対象）。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 : 13名
- ② 資格 : 社会福祉士 10名、精神保健福祉士 4名
教員免許状 6名
- ③ 勤務形態 : 活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とする。
ただし学校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に通知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW及び事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

原則月1回

（3）研修内容

- ① 指導主事への活動報告及び情報共有を目的としたSSW連絡会の開催
- ② 対応が困難な事例の検討

（4）特に効果のあった研修内容

市児童家庭支援センター長をアドバイザーに招いて行った、困難事例の検討会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法

- ・教育委員会配置のSSWが、SVとして各区を担当するSSWに対する助言・指導を行う。
- ・困難事例のケース会議に同席する。

（6）課題

より効果的なスーパーバイズのあり方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済的困窮、不適切養育が心配される不登校児童支援のための活用事例

(①貧困対策、④不登校、⑦心身の健康・保健に関する問題)

ひとり親家庭に育つ当該児童は、養育を担っていた祖母が死去した後に不登校となった。保護者支援も必要と考えた学校はSSWに相談した。SSWが保護者と面談したところ、生活リズムの乱れや経済的困窮に加え、住居の立ち退きを迫られながら身動きがとれずにいる状況が判明した。学校とSSWは、校内ケース会議により保護者に対する支援策と本児に対する支援策を協議した。SSWは生活困窮者自立支援事業所を保護者に紹介し、同行相談を実施、これにより保護者は相談員や司法書士の支援を受けて家計の見直しや住居の確保に取り組んだ。本児に対しては生育歴を考慮すると教室復帰を性急に進めることは望ましくないという情報を共有し、校内での居場所づくりに加え、SSWが学習支援教室（市の委託事業）につなぎ、校内外での関わりを深めた。

【事例2】虐待の早期対応、深刻化防止のための活用事例

(②児童虐待、⑥非行・不良行為、⑦発達障害等に関する問題)

学習の遅れや忘れ物の多さが心配されていた当該児童。万引きをしたことにより保護者の困り感が高まったこと、本児から保護者に叩かれるという訴えがあったことから、学校はSSWに対応を相談した。SSWが面談を実施したところ、保護者の子育てに対する困難感の訴えが強く、発達の課題が疑われたことから、本児の医療受診を提案した。医療機関の助言をもとに適切な支援を進めること、一方では、虐待の早期対応のために傷痕を発見した場合は通告することを校内で情報共有していたさなか、本児の痣を学校が発見した。学校は社会福祉課への通告を行い、保護者に対する警告とともに、一層の支援を行うべく関係機関と連携を深めている。

【事例3】多子家庭に育つ不登校児童支援のための活用事例

(①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑦心身の健康・保健に関する問題、⑨ヤングケアラー)

多子家庭に育つ当該児童は、高学年になり急激に登校状況が悪化した。家庭環境の問題を懸念した学校はSSWに相談した。SSWは学校と保護者の面談に同席し、生活状況を聞き取ったところ、保護者が仕事のため夜間不在になる日があり、児童が年下の兄弟の世話を担っていることを把握した。面談の席上で、夜間不在はネグレクトとして社会福祉課への通告義務があることを説明し改善を促したが、保護者には改善の姿勢が見られず、学校は通告を行った。以後、要保護児童対策地域協議会進行管理ケースとして、社会福祉課が夜間不在の改善、福祉サービスの利用等を働き掛けた。学校は社会福祉課、SSWと連携しながら児童本人の抱える困難（家庭環境、心身の不調）を考慮した関わりに重点を置き支援している。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① SSWの活動の周知が進み、対応学校数が年々増加している。
 - ・派遣対応校数：25年度 57校→26年度 82校→27年度 106校→28年度 115校→29年度 121校→30年度 126校
- ② 学校生活上の問題の背景に家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。
 - ・30年度にSSWが支援したケース数 2586件のうち、問題が解決・好転したケース数 744件
- ③ SSWとSCが互いの支援ケースの情報交換を行う、SSWが提案するケース会議にSCの参加を依頼する等の取り組みにより、それぞれの専門性を生かした役割分担が進んでいる。
- ④ SSWがコーディネーター役となり、関係機関や地域人材との連絡調整を積極的に行っている。
 - ・30年度の関係機関とのケース会議開催回数 401回、連携した件数 1355件

(2) 今後の課題

- ① 問題の未然防止、早期発見と支援を図るために、全ての学校でSSWの活用が可能となる体制の検討や、事業拡大のための財源確保
- ② SSWの人材確保と育成、及び専門性の向上

名古屋市教育委員会 1

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の家庭に訪問し、生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。
（以下「訪問相談」とする）

（2）配置・採用計画上の工夫

名古屋市教育センター（以下「当センター」とする）に置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

（3）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員1人、相談員12人の合計13人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数244日、時数1,464時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定し周知する。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小中学校を訪問して周知を図る。
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

主任相談員1人、相談員12人の合計13人。

（2）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：1人当たり年間約25回実施
- ・ 事例検討会：2グループに分けて1グループあたり年間6回実施
- ・ 全体研修：年間15回実施

（3）研修内容

- ・ 臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、1人あたり年間約25回のスーパービジョンを実施した。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー7人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 全体研修では、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関の業務、特別支援教育の内容、教育相談・就学先決定のしくみ、進路指導のしくみ等について、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が担当となって研修を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討会で、相談の見立てをする上で必要な情報収集をどのように行うとよいか協議したり、相談を進める上で、参加者が「自分だったらどうするか」という視点で協議したりすることで、参加者が自身の関わり方を振り返りながら様々な視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：ケースについてのスーパービジョン

（6）課題

スクールソーシャルワーカーは教育面での関わり方は大変優れているが、福祉面での知識や関わり方は十分ではない。相談者の強みに着目して、新しい資源に結び付けるといったワーカー的な関わり方ができるように、社会福祉士との連携のあり方を模索していきたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（④、⑦）

＜対象＞ 小学校6年男子

＜きっかけ＞ 小学校2年生の12月から不登校が始まった。原因は、父の死亡、引っ越しによる環境の変化、学級で持ち物を隠されたこと等の嫌なことの積み重ね。母は本人としばらく家で過ごしていたが、「このままではいけない」「外の風を家庭に入れたい」と思うようになり、以前、学校から紹介されていた訪問相談を申し込むに至った。

（平成28年11月）

＜本人の状況＞ 相談員とのやりとりにも慣れ、自分の思いを言葉で表すようになった。訪問時にすることはもっぱらゲームで、相談員と対戦したり、自分のプレイをモニターに映して見せたり、母も交えて3人でボードゲームをしたりしている。また、友達もたまに家に遊びに来ている。

＜家庭の状況＞ 母・本人の2人

＜相談の経過＞ 週に1回の訪問相談を継続して行った。母が本人に対する不安や不満を相談員にぶつけることがあった。母としては本人の将来的な自立を願うものの、どこまで本人の希望を受け入れて、どこで我慢させるかなどで悩んでおり、その都度、相談員と話しながらどのようにしていくかを一緒に考えてきた。当センターは、本人の好きなゲームを通して、本人の気持ちに寄り添った訪問相談を継続して行っている。

【事例2】不登校対応のための活用事例（④、⑤）

＜対象＞ 中学校3年男子

＜きっかけ＞ 中学校1年生の12月から不登校が始まった。きっかけは学業不振。頑張っても及第点に届かず、学校の補習、追試に苦しんだ。こんな現状になっているのは、小学生のときに山村留学させられたり、自分の希望しない学校に進学させられたりと、本人の気持ちを無視してきた親のせいだと怒りが爆発。「絶対にお前たちの言うことは聞かない」と言うようになった。父母は家に引きこもる本人と相談してもらいたいと思い、当センターの訪問相談を申し込むに至った。（平成30年3月）

＜本人の状況＞ 以前は昼夜逆転し、ゲームばかりしていた。親がプレイ時間を制限したり、ゲーム機を隠したりすると、本人は親に対しても暴言や暴力を振るった。その後、学校を転校し、父母が本人の気持ちを受け入れるようになってからは、高校進学に向けて本人自ら学校に行ったり、学習したりするようになってきている。

＜家庭の状況＞ 父、母、本人、次男、三男の5人

＜相談の経過＞ 週に1回の訪問相談を継続的に行った。はじめは母と相談しながら、傍らでゲームをしている本人に一言、二言声を掛けることから始めた。やがて、本人から相談員に学校の情報を尋ねたり、日中外には出られないので、夜のウォーキングを始めたことなどを話すようになった。中学校3年生になってからは、自分にできそうな学校参加の方法を相談している。このように本人の思いを受け止め、将来に向けて今できることを一緒に考えている。

【事例3は該当なし】

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度の学校復帰率 54.4%

（2）今後の課題

本市には、平成26年度から「なごや子ども応援委員会」が設置されている。また、平成30年度からは名古屋市家庭訪問型相談支援モデル事業が始まった。新しい制度との連携や情報交換が十分図られるよう、それぞれの特性や強みを生かしながら取り組んでいきたい。

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市では平成26年度から、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールソーシャルワーカーに関しては、課題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、区役所の福祉部門や児童相談所など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールソーシャルワーカーは各ブロックに1～2名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 20人
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状 等
- 勤務形態 一般任期付職員（常勤）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・「なごや子ども応援委員会活用の手引き」を現状に合わせ改訂し、市内全幼小中高特別支援学校及び関係機関に配布した。
- ・なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載した広報チラシを作成し、市内小中学校全児童生徒に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー20名

（2）研修回数（頻度）

年15回程度

（3）研修内容

- ・教育・学校文化理解に関するもの
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップに関するもの
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無（外部人材によるスーパーバイズを試行的に実施し、制度の検討を行った）

（6）課題

- ・外部人材によるスーパーバイザー制度の導入
- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校及び貧困対策のための活用事例（①、⑦）

父子家庭において、父親が心身の不調、家事の負担感、経済的事情、子どもへの接し方についての不安を抱え、子どもは中学3年生で進路の選択が控えていた。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援により、父親の心理面、家庭状況は安定し、子どもは進路に向けた意欲を持てるようになり進学した。

なごや子ども応援委員会の職員が進学のための「入学準備金等の説明会」を実施した際に相談の依頼があったもの。スクールカウンセラーが父子の心配や悩みについて、特に子どもの進路に対する思いについて心理面からのサポートを実施した。父の心身の状況や家庭環境にはスクールソーシャルワーカーが受診の同行、福祉サービスや進学費用の補助制度の提案を実施した。

【事例2】不登校及び児童虐待の活用事例（①、②、⑦）

中学校1年生の姉の不登校の相談を祖母から受け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが定期的に家庭訪問を行って母親・姉から話を聞き、中学校との連携を図った。またスクールソーシャルワーカーが同行し福祉的支援の手続きを行った。その後、小学生の妹の学校不適應、祖母と母からの虐待が発覚し、児童相談所・小学校・小学校のスクールカウンセラーと連携し関係者でケース会議を開いて支援に当たった。その後、登校した姉への対応や訪問を継続し、母との信頼関係を元に虐待の悪化・再燃に気を配って見守った。

【事例3】性的な被害についての活用事例（⑧）

性的ないたづらをされた女兒の母親が、男兒の母親に事実を伝えるにはどうしたら良いかとの相談があった。スクールカウンセラーが詳しく話を聞き、加害男兒の母には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが同席の中、女兒の母親が直接伝えた。その後、スクールソーシャルワーカーが、女兒の母親と関わる機会があった保健所とも連携、見守りの体制を強化した。経過は良好で、母子ともに安定した生活が送れている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ26,320件、対象となった児童生徒数は実数で4,603人であった。

そのうち、スクールソーシャルワーカーとしては、延べ4,743件、対象となった児童生徒数は実数で853人であった。主な支援内容は不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの具体的な活動や対応について引き続き広く周知していく必要がある。
- ・学校内で専門職として様々なケースに適確に対応し、有効に機能するため、個人及びスクールカウンセラーを含めたチームとして更なる技量の向上が必要である。

京都市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校（小学校）の属する中学校区全体を担当し、拠点校を中心に巡回又はニーズに応じた支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：40名（スーパーバイザー3名を含む）
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を有する。
- ・勤務形態：非常勤嘱託職員（週1日8時間×年間35週＝合計280時間を基本とする。）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

事業実施要項やガイドラインで指針を示し、4月当初のスクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

月1回

（3）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・児童養護施設の現状と里親制度について。
- ・他の専門機関とのつながり方とケース会議の有効的な運び方
- ・未成年後見人について
- ・アセスメントシート各項目の意味について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 3名

○活用方法

配置校への巡回等により、スクールソーシャルワーカーへの指導助言や教職員への助言を行う。

（6）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは他の職も兼務しており、全員参加できる日を設定することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】虐待が疑われる児童の支援を行った活用事例（②児童虐待）

中学生男子生徒とネグレクト傾向の母親。母親には発達上の特性があることから、母親への支援の必要性についても検討する必要がある。

S S Wを含めたケース会議での検討を重ね、母親には周囲とのコミュニケーションに課題があるとの見立てのもと、母親が関係機関に支援を依頼する際には、必要に応じて学校も付き添うようにした。

また、児童相談所との連携のもと、生徒のペースに合わせて学習や身辺自立のための支援を行うことで、興味・関心の幅が広がってきた。

【事例2】発達障害のある児童の支援を行った活用事例（⑦その他（発達障害に関する問題））

不登校の中学生女子生徒。重い障がいのあるきょうだいに周囲の目が向きがちな一方、当該生徒の発達上の課題は十分に理解されていなかった。

S S WがS C、関係教職員と協力し、当該生徒の発達の特性に関して学校全体で共通認識できるよう努めるとともに、管理職が保護者に対し関係機関への相談を勧めた。

その結果、校内の役割分担が明確になるとともに、保護者の当該生徒への関わりが改善し、別室登校につながった。

【事例3】

「⑧性的な被害」または、「⑨ヤングケアラー」についての活用事例はありません。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所等、他機関との日常的な連携が強化され、児童生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのより高い専門性の確保
- ・配置拡充のための人材確保

大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。また、校長及び教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校内外チーム体制の構築を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各校園への支援を柔軟に行うことができるよう、それぞれが2～3区を担当し、担当区内の校内外からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、派遣要請のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区小学校とも連携し支援を行った。

また、子どもの貧困対策事業及び行政区の事業として、区役所にも配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・スクールソーシャルワーカー 11名（うちスーパーバイザー1名）

（社会福祉士の資格を有する者10名。精神保健福祉士の資格を有する者1名、うち教員免許状も有する者4名）

・週3日、1日6時間の勤務（年間120日）

・子どもの貧困対策事業として7区の区役所に8名、行政区の事業として7区の区役所に9名

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表。

・「スクールソーシャルワーカー活用の手引」を全校園に配付。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー 19名

（2）研修回数（頻度） 毎月1回

（3）研修内容

・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイザーからのスーパーバイズを通してスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。

・日常の活動の中で、必要があればすぐに個別のスーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にスーパーバイザーからの講義や資料配付を通じて全体で共有している。

（4）特に効果のあった研修内容

・さまざまな事案に対するスーパーバイザーからのスーパーバイズ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置している

○活用方法

・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーとともに学校を訪問したり、ケース会議へ出席したりする。
・連絡会における、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズ。

（6）課題

・スクールソーシャルワーカーのスキルアップ研修や各校園のスクールソーシャルワーカー活用事業に関する詳しい周知。

・スーパーバイザーの育成と人材確保。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題による不登校生徒の進路選択に向けた活用事例

（①貧困対策(家庭環境の問題) ④不登校 ⑦その他(発達障害等に関する問題)）

中学校2年男子 母子家庭 母は外国籍 生活保護受給世帯

1年時より、遅刻・欠席が多い。当該生徒は、欠席の理由として、人が多いところが苦手であると言っている。母は、日本語の日常会話は可能であるが、体調を崩しており、療養中で就労できない状態であり、学校徴収金や給食費が未納の状態である。

学校からの相談を受け、スクールソーシャルワーカーが、区の子育て支援室と連携し、母と定期的に面談をし、子どもへの思いや就労への意欲を聞き取った。母の現況を視野に入れつつ、ケース会議において当該生徒への支援について協議した。協議の結果を受け、スクールソーシャルワーカーが、本人とも面談をし、中学校卒業後の進路に向けての話をする中で、生活保護ケースワーカーと連携し、区の学習支援（週に1回家庭で学習支援）につなぐことができた。

当該生徒は、欠席が多い状態は続いているが、学習意欲が向上し、将来の進路選択に向けた支援の足がかりができた。

【事例2】不登校生徒の登校に向けた活用事例（②児童虐待（関係機関との連携等） ④不登校）

中学校2年女子 母子家庭 生活保護受給世帯

1年2学期より少しずつ遅刻・欠席が目立つようになってきた。2年になり、欠席が続くようになり、担任が、様々な情報を収集したところ、母はほとんど家におらず、当該生徒の食事の用意はせず、母が帰宅した際に、食事のための少額のお金を当該生徒に与えているような生活をしていることがわかった。

学校からの相談を受け、スクールソーシャルワーカーが、区の子育て支援室との連携、要対協への相談、見守り体制について学校に提案を行った。母がほとんど家におらず、当該生徒の養育を十分にできていないことを、こども相談センター（児童相談所）へ通告するよう助言した。また、当該生徒が信頼している教員を中心としたチームに、スクールカウンセラーとの連携や情報収集の方法などについて提案を行い、安心して登校することができるよう、全教職員で共通理解を図った。

学校と連携した区の子育て支援室や民生委員が母への支援を行うことで、食事の用意等をするようになるなど、家庭状況も改善していった。さらに教員が積極的にに関わり、欠席も少なくなり、前向きに学校生活を送れるようになった。

【事例3】性的な被害についての活用事例

（⑧性的な被害 ②児童虐待（関係機関との連携等） ⑦その他（心身の健康・保健に関する問題等））

中学校3年女子

当該生徒が以前より続いていた義父からの性的虐待について、養護教諭に話した。学校が、こども相談センター（児童相談所）に通告し、一時保護となった。

一時保護が解除となり、学校に復帰するにあたり、スクールソーシャルワーカーが、事前にこども相談センター、スクールカウンセラー、養護教諭と情報共有し、ケース会議の開催を提案し、役割分担を明確にするなど受け入れ体制を整えた。当該生徒は、学校復帰を果たし、登校した際には度々保健室に来室し、養護教諭に様々な話をするようになった。スクールソーシャルワーカーが毎週、養護教諭や生徒指導主事、担任のコンサルテーションを行い、スクールカウンセラーとこども相談センターとの情報共有を密にしながら、卒業まで支援を続けた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、スクールソーシャルワーカーが支援を行った校園では、組織的対応の強化につながっている。
- ・支援対象になった児童生徒数はのべ3,323人で、前年度と比較すると695件増加していることで積極的なスクールソーシャルワーカーの活用が進められている。
- ・スクールソーシャルワーカーが区役所に配置されていることから、課題校に対してより迅速かつ柔軟な対応ができるよう定期的な定期的な巡回訪問や要請があれば随時派遣訪問も行っている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、今後もより積極的に有効な活用を図る。特に、各課題に対して早い段階での児童生徒支援や保護者支援、関係機関との連携等、組織的対応体制の確立のために、各校園へ周知徹底し、派遣を積極的に進めていく必要がある。
- ・平成29年度より、10名のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置することができたが、今後も多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、スクールソーシャルワーカーの増員に向けて、人材の確保が課題である。
- ・スクールソーシャルワーカーの人数に対して、校園からの依頼が多数あるため、派遣に日数を要する場合がある。
- ・区事業のスクールソーシャルワーカーにも課題対応スキルの向上に向けて、定期的にスーパーバイズを行ってきた。今後も様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、毎月の連絡会において計画的な研修会等の実施が必要である。

堺市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境（家庭環境等）に働きかけて支援を行い、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

①配置計画

- ・2名を「チーフ（派遣型）」として活用（要請に応じて学校に派遣）
- ・6名を「区担当（拠点型）」として6小中学校、区役所に配置
（要請に応じて拠点校以外にも派遣）

②採用計画 面接による選考を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 8名

②資格（重複あり）

①社会福祉士	5人
②精神保健福祉士	4人
③その他社会福祉に関する資格	1人
④教員免許	1人
⑤心理に関する資格	1人
⑥その他SSWの職務に関する技能の資格	1人

③勤務形態 年間活動回数は、区担当1名につき280回、チーフ1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

平成20年度文部科学省委託事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」がスタートし、平成21年度の委託事業廃止に伴い、補助金交付による「学校・家庭・地域連携協力推進事業」として実施している。

スクールソーシャルワーカーの活動内容は、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動としている。

周知については、「堺市SSW活用マニュアル」を作成し各学校園に配付するとともに事業説明を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

経験年数の少ないSSW対象

（2）研修回数（頻度）

月1回の連絡協議会におけるスーパーバイズ

（3）研修内容

エコマップの書き方及び実例をもとにしたケースへの意見交換

（4）特に効果のあった研修内容

エコマップやケースの時系列整理の方法、ケース会議への同席及びスーパーバイズ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有（1名）

○活用方法

- ・SSWの周知を図るための講習講師（講習対象：学校園関係者、関係機関関係者）
- ・月1回のSSW連絡会議でのスーパーバイズ（全SSW、教育委員会担当者参加）
- ・月1回のSSWチーフ会議でのスーパーバイズ（SV、チーフSSW、教育委員会担当者参加）

（6）課題

- ・各SSWの多忙（他の自治体と兼務）により、研修や連絡会の日程調整が困難である。
- ・各SSWが抱えているケースの詳細について共通理解を図る場を取りにくい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（④不登校）

- 4月下旬、管理職より教育委員会が相談を受け、家庭への支援が必要だと判断したため、SSWを派遣した。
- 5月上旬～中旬
 - ・情報収集のため学校に出向き、管理職、生徒指導担当教員、担任、通級指導担当教員など関係教員よりくわしい状況の聞き取りを実施した。
 - ・母親と祖母に面談をおこない、子どもに対する悩みや思いを聞いた。
- 5月下旬、管理職、生徒指導担当教員、担任、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員と第1回ケース会議を実施し、アセスメントの共有と校内の支援体制の見直しを行った。
- 子どもが通っている病院と連携し、支援に生かすための情報を聞いた。
また、利用している放課後等デイサービスの施設とも連携するため、放課後等デイサービスの施設を訪問した。デイでの困りごとや学校との対応のすり合わせなど情報共有をした。
- 6月下旬、管理職、生徒指導担当教員、担任、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員と第2回ケース会議を実施し、連携を踏まえて学習の困難さや生活上の困難に対する対応を検討した。

（効果）

- 保護者や子どもの思いを意識した機関連携と支援で課題が改善した。
- 学校、病院、放課後デイ（放課後デイサービス）など、これまで家庭と個別に関わっていた関係機関の間に入ることで、情報共有がスムーズになり横の連携がとれた。これにより、学校の子どもアセスメントがしっかりとでき、本人たちに合った学習や声掛け、対応をすることができた。
- SSWと学校がチームを組んで、疲弊し困り感を持っていた保護者の思いに寄り添い、関係機関とつながることで、保護者の孤立感が減った。これにより、学校も関係機関と協力して子どもたちや保護者を見てくれているという思いへ変化が起こった。
- 欠席や登校しぶりが家庭の押し出しの弱さと捉えられていたり、勉強がわからないことが本人たちの怠けであると思われていたりしたが、ケース会議でアセスメントがしっかりとできたことで、本人たちが抱える発達課題にスポットが当たり、それぞれが困っていた部分への対応を意識しておこなうことができた。

【事例2】児童虐待、不登校の改善のための活用事例（②児童虐待、④不登校）

- 担任が家庭訪問したところ、父親からアルコールの臭いがする、本児の衣服が汚れている、家の中が乱雑であるといった状況が把握され、本児の家庭生活が心配であるとSSWに相談した。
- 担任から相談を受け、情報を整理し、学校の対応を検討する場が必要であると判断した。管理職や学年の教員、関係教員が集まって、早急にケース会議の準備をすすめた。
- 10月、管理職、担任、学年の教員、養護教諭が、第1回ケース会議を実施し、現在の状況を共有し、今後の支援について検討した。
- 虐待通告に向けて、家庭児童相談員と事前に相談し、通告前、通告後のプロセスを確認した。家庭児童相談室と学校がスムーズに連携できるよう準備した。
- 家庭児童相談員と密に連携し、本人の思いや生活の状況、祖母の関わりなどを伝えた。父親の入院後は、保健センターのPSW（精神保健福祉相談員）ともつながり、本児のことも検討してもらえるよう働きかけた。併せて、本児の関わりや支援についても精神保健の面から助言をもらい、学校と支援を検討、実施した。
- 学校、SSW、家庭児童相談員、子ども相談所、病院、保健センターのPSW、生活保護ケースワーカーを、第2回ケース会議を実施し、今後の生活に必要な支援を検討した。
- 聞き取りの内容を学年の教員と検討する。それを祖母や関係機関に伝えた。

（効果）

- ・祖母がキーパーソンであると着目し、祖母を支援することで、父親や本児の生活が改善された。
- ・本児の欠席から、発信のないSOSをキャッチし、背景にある生活問題の解決に向けSSWにつなぐ体制ができた。
- ・拠点校のメリットを生かし早期にSSWが対応できたことでアセスメントに基づいたプランの実行が叶った。
- ・学校と他機関のチーム対応を促進した。
- ・学校と関係機関が本児の思いや希望を大切にして、家庭全体の支援を検討することができた。
- ・本児が少しずつ自分の思いを話すようになり、自分の気持ちに目を向けられるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度継続支援対象児童生徒の抱える問題の支援状況844件のうち、「問題が解消・改善した」ケースは、552件で65%となっている。平成29年度と比較すると、全体の解消・改善率は上昇している。

（2）今後の課題

- ・本市の長期欠席者割合は小中学校とも全国平均を上回って推移しており、SSWに対するニーズは高まっている。しかし、SSWの活動回数が限られているため、迅速に対応することが困難な場合がある。
- ・SSWの人材確保と資質向上

神戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）を活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 市内全9区に一人ずつ、拠点小学校にSSWを配置し、以下の場合SSWを派遣
 - ・学校園・関係機関等より派遣要請を受け、教育委員会が必要と判断した場合
 - ・事案の発生や情報交換等により、教育委員会が派遣必要と判断した場合
- 事務局配置のSSWスーパーバイザーについては、主にSSWの支援や関係機関との調整

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①SSWスーパーバイザー
 - 配置人数：1名 ○資格：社会福祉士 ○勤務形態：1日6h・週5日
- ②拠点小学校配置SSW
 - 配置人数：9名 ○資格：社会福祉士8名、精神保健福祉士2名、教員免許状3名
 - 勤務形態：1日7h・週5日

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- スクールソーシャルワーカー派遣要項を定め、年度当初、市立学校園に派遣要項を発出するとともに校長会に出席等により紹介の機会を設け周知
- 生徒指導に係る研修会及び連絡協議会等に参加することで情報共有や相談対応できる機会の設置

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

週1回木曜日を研修日に設定し、事業担当指導主事、SSWスーパーバイザーとともに研修

（3）研修内容

- 生徒指導に係る当係の対応や事業内容について情報共有
- SSWが対応した事案について支援方法等についての意見交換
- 代表して参加した研修会の内容について、全SSWにて共有
- 生徒指導に係る当係が担当する研修会への参加

（4）特に効果のあった研修内容

- 事務局指導主事、関係機関との情報の交換
- SSWスーパーバイザーからの関係機関との連携方法についての助言

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：あり
- 活用方法：①拠点小学校配置SSWへ助言や指導 ②児童相談所、区役所こども家庭支援室等関係機関との連絡調整 ③緊急対応が必要な場合の学校支援

（6）課題

- 貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう他の関係機関等と連携しながら研修できる体制を整える。
- 人権にかかる課題等にも対応できるよう最新の法や国の動きを把握する内容の研修
- 関係機関及び本市の施策を踏まえた支援の創造にかかる研修

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例（②児童虐待）

（世帯状況）

本児（小1男）、実母、継父、妹（5歳、保育園）、弟（0歳）、
（概要）

4月、保育所で、同居の男から妹への身体的虐待が発見された。学校、保育所、区役所こども家庭支援課が連携し、見守っていくこととなった。7月に第3子（弟）が誕生し、両親が入籍したことで、同居の男は継父となった。この家族関係の変化により、上の二人の子供たちへの虐待について、更にハイリスクに転じる可能性が生じ、SSWは学校と区役所こども家庭支援課とをつなぐ役目を担い、情報共有に努め、支援体制の強化を行った。10月に、本児の顔に痣が発見された。学校は、SSWを通じてこの家庭の状況を掴んでいたため、継父の身体的虐待が疑われるとして、迷うことなくこども家庭センターへの通告を行い、本児は一時保護された。本児は発達検査を受け、ADHDおよびASDの傾向があると診断された。1か月余り経ち、措置解除となり家庭に戻った。以後、こども家庭センターで、親子の通所指導を受けている。

（経過）

①4月、妹の顔と身体に痣傷が発見され、保育所から区役所こども家庭支援課に連絡があり、区役所こども家庭支援課から学校に対し、兄（本児）の様子についての問合せがあった。学校からSSWに相談があり、区役所こども家庭支援課、保育所と連携し、見守っていくことを提案。

②6月、7月には、軽微なものではあるが、妹への身体的虐待が認められた。7月に第3子が誕生し、両親は入籍した。この家族関係の変化から、継父から上の二人の子供たちへの虐待が強まる可能性があり、SSWは区役所こども家庭支援課と学校との連携を強化すべく情報共有を度々行った。区役所こども家庭支援課は、新生児訪問を通して母親との関係を築き、虐待についても注意していく、学校は本児の様子を見守っていく、とそれぞれの役割を確認した。

③10月、朝登校してきた本児の顔に痣が認められた。本児は継父に殴られたと訴えた。SSWは教頭から連絡を受け、学校からこども家庭センターへ通告することを確認した。SSWは、区役所こども家庭支援課へ、その旨を連絡した。学校からの情報と、区役所こども家庭支援課からの情報がこども家庭センターに集約され、迅速な対応がなされた。その後、本児は一時保護された。

④12月、本児は措置解除となり、家庭に戻った。親子で通所指導を継続している。

（支援による変容）

・学校の対応力向上

区役所こども家庭支援課と学校、保育所で、本児の家庭状況について情報共有し、日頃の見守り体制を構築したことにより、学校で虐待の早期発見を行うことができ、学校が迷うことなく通告することにつながった。

（今後の対応）

発達検査で本児の特性がわかり、妹も同様の傾向があることも判明した。親子関係の脆弱さや継父が感じる育てにくさから、子供たちが再び虐待を受けるリスクは高い。未然防止のためには、継父と母親への支援も考えていく必要がある。今後は、こども家庭センターを加えた関係機関と連携して、支援体制を強化していく。

【事例2】発達特性に伴う問題行動に対する学校支援体制構築のための活用事例（⑤暴力行為、⑦その他）

（世帯状況）

本児（小6男）、実母、姉（高1）、兄（中2）

父とは離婚。近くに住んでいる。本児が所属するスポーツクラブのコーチをしている。母は仕事をしており、生活に困り感はない。近隣に母方の祖母が住んでおり、宿泊するなど交流がある。

（概要）

本児は、低学年の頃より指導不服従の傾向があった。5年生になり、授業放棄など自分中心の行動が増える。

集団での規範意識が低く、指導する→逃げる→聞くよう指導→いらいらして悪態をつく、の繰り返し。

ほぼ毎日遅刻する。学校から連絡をするも、母は本児を置いて仕事に出てしまう。

同級生に対して高圧的な態度をとり、支配しようとする。同級生も関わろうとせず、本児は居場所をなくし、教室に入れなくなっている。本児は常にマスクを着用している。

SSWは関係機関からの情報収集を行い、本児の行動をアセスメントし、学校での支援体制を構築し、全職員で共通認識のもと連携支援をすることを提案。

現在、自分の興味のある教科の時間は教室で過ごすことができている。また、自己肯定感を高めるアプローチを行った結果、社会科のテストで、満点をとるなど、自信をもつことができている。

（経過）

①相談依頼、関係機関より情報収集

家庭環境や保護者との関わりなどをよく理解している保育園より情報収集を行った。その結果、虐待などはないこと、本児が知的には高いこと、本児は自意識が高く、人に見られることを嫌ったこと、父が勝負事に対して勝つことにこだわりがあったこと、5歳のときに両親が離婚したことなどの情報を得た。

②校内ケース会議（関係職員、SC参加）

アセスメント内容を報告。勝ち負けにこだわるあまりトラブルになることが多いことから、結果も経過も重要だ

と指導すること、あえてゲームを行いみんなで楽しむことが趣旨だと説明するなど、本児の認知変容を試みる。両親にも共通認識で対応してもらうことが必要なので、勝つことへのこだわりよりもみんなで楽しむことを理解してもらう。また、じっとすることができないなどの特性がみられることから、こども家庭センターでの発達相談を慎重にアナウンスしてもらう。

③保健室登校になっているとの連絡

本児の家庭環境の変化により、心理的喪失から無気力になり不安定な状態となる。暴力行為も増えている。

④校内ケース会議（関係職員、養護教諭参加）

保健室利用に関してのガイドラインを作成してもらい、全職員で共有してもらう。本児の特性を考えて、都度対応ではなく、ルール化しておく必要性や、先生によって対応が異なることから起きるパニックを防ぐ目的もある。見通しが立てられないことから、一週間の時間割を作成し、本児に渡してもらう。

「反抗挑戦性障害」の資料を提供。学校、家庭、医療、関係機関の連携が必要であることから、保護者の理解のもと、医療に繋げることを提案してもらい、連携をすすめる。

（支援による変容）

学校支援体制構築

保健室利用におけるルールを作成することにより、教室以外に保健室、特別支援学級教室、校長室など本児の居場所を提示した。

本児のストレングスを高めるアプローチを行ったことにより、教室で授業を受けることができる時間が増えている。また、記憶力が高いことを示し、それを学習に繋げる言葉かけを行った。その結果、社会科のテストで満点を取るなど、自信に繋がっている。

学校長のていねいな関わりにより、自己実現に向けて努力する姿勢も出てきた。

常にマスクを着用していたが、外すようになった。

（今後の対応）

医療に繋ぐことがまだできていない。じっとしていることを苦痛に感じており、衝動性もあるため、医療との連携により、専門家の助言や指導方法を取り入れていく必要がある。

アンガーマネジメントやソーシャルスキルトレーニングにより、良好なコミュニケーションができるスキルを習得する必要がある。

中1ギャップに対応するため、スポーツを通じた中学校との連携を学校長が中心となって推進していく。

【事例3】性的虐待からの脱却のための活用事例（⑧性的な被害）

（世帯状況）

本児（小4女）、実母、継父、弟（実母と継父の子、乳児）

（概要）

本児は真冬に靴下を履いておらず、汚れが目立つ洋服を着ていた。母親によるネグレクトの可能性があるので、学校よりSSWに情報提供があった。

（経過）

①SSWと祖母（本児とは別居）との面談

祖母よりSCに対し、母親の本児に対する養育について相談したいとの申し入れがあった。同時に母親からもSCに対し、家庭のことで相談をしたいとの申し入れがあった。祖母と母親の間には確執があったため、SCが祖母と母親の両方の話を聞くよりも、SCは母親の話を聞き、SSWが祖母の話を聞く方がよいと学校が判断し、学校よりSSWに対し、祖母と面談するよう依頼があった。

②区役所（虐待対応部署）との連携

SSWは区役所と連携した。区役所は祖母の養育能力を知ることで、本児が祖母宅で暮らすことができるかどうかの可能性を探っていた。また、母親による乳児の養育についても情報が必要だった。そのため、SSWは祖母の話を聞く際に、祖母の養育能力と乳児のことについても聞き取ることにした。

③SSWと祖母との面談

SSWが祖母と面談をした結果、祖母が本児から聞き取った話として、本児が母親と継父との性行為を見ており、その横で寝ていることが判明した。性的虐待の可能性があるので、学校と区役所と情報共有を行った。その際SSWは、祖母の話をできるだけ端折らずに区役所に伝えるようにした。SSWの見立てを区役所に伝えるのではなく、虐待ケースを扱う区役所自らが、祖母の話から見立てをすることができるようにするためである。

④SSWと学校、区役所との連携

SSWが学校と調整をした結果、本児の一時保護を視野に入れて対応することになった。そのため、学校の提案により、今後の祖母の相談は、SSWと区役所とが一緒に聞き取ることになった。区役所と調整のうえ、SSWより祖母に連絡をし、区役所にて祖母からさらに詳しく聞き取ることにした。

SSWと区役所とで祖母の話を聞き取った結果、継父は自宅では裸で過ごしており、また、本児の生理用品を自らの股にこすりつけるなどの行為をしたことが判明した。

学校と区役所は、それぞれ一時保護の必要性や段取りについて子供家庭センターに相談し、その結果をSSWと共有した。

⑤SSWによる要保護児童生徒対策地域協議会への情報提供と一時保護

要対協と協議をした結果、本児を速やかに一時保護する必要があるとの結論に至った。その際SSWは、学校か

ら聞いていた本児の考えを伝えた。本児は「施設に預けられるのは絶対に嫌だ。」と言っているため、一時保護の際に本児が拒否をする可能性があること、また、学校では本児は家庭のことを聞かれると口を閉ざすことが多いので、本児から再度証言を得ることは難しい旨を伝えたと、どのようにして本児から証言を引き出し、一時保護をするのかという段取りについて、要対協で検討した。協議会終了後、区役所とこども家庭センターと調整をした。(支援による変容)

要対協の翌日、本児は一時保護となり、その後は施設入所となった。このことにより継父による性的虐待を受ける恐れはなくなった。その後、乳児(弟)も一時保護となった。

【事例4】関係機関とのスムーズな連携のための活用事例(㊟ヤングケアラー)

(世帯状況)

本児(中1男)、実母、兄、弟(双子)

(概要)

実父との離婚を前提に、母子支援施設への入所することになった世帯で、生活保護を申請中。

他区でSSWが継続支援をしていたケースであり、本児は小学校から不登校になり、中学校へ入学後は、ほとんど登校することができていない。弟(保育園の年齢)が生まれ、兄と一緒に家事や育児を行っている。母は居酒屋勤務で昼間も不在がちである。学校には、母の体調が悪いので子供たちに家事や育児を任せているという話をして

いる。母と父による面前DVを繰り返し、その都度よりを戻すことも繰り返しているが、ある時の面前DVをきっかけに母子生活支援施設を紹介され、長期休み明けに入所のため転居することとなった。

(経過)

長期休み中に転居、母子生活支援施設へ入所することとなり、学校よりSSWへ相談依頼。

前担当のSSWと情報共有、アセスメントを実施。これまでの動きについて確認し、学校へ情報提供。

学校、母子生活支援施設のスタッフ、SSWでケース会議を実施。これまでの経緯を確認したうえで、今後本児が登校することができるように、下記事項を検討した。

- ・母子生活支援施設のスタッフにより、登校できるように働きかけをする。
- ・弟2人は施設で預かり、本児は施設内のボランティアを活用して学習機会を確保する。
- ・母については、夜間は働かなくてもよいようにするため、生活保護申請の実施。自宅内の家事のために登校させないことはしないことを施設側と約束。欠席が続くようなことがあれば、学校との連携を確認。
- ・学校は、制服の貸与を準備し、長期休み明けに、すぐに登校できるように体制を整える。

(支援による変容)

学習の機会があることを本児はたいへん喜び、「勉強をしたかった。」と、施設の職員に話す。

長期休み明けは順調に登校し、以降は元気に登校を続けている。

(今後の対応)

必要時は、関係機関との連携に向けて支援する。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校からの総相談件数の5,969件は平成29年度の3,653件と比べると約63%増となった。事案対応対象人数の336名は平成29年度の268名と比べると約25%増であった。
- 市立全学校園中146校(小96校、中46校、高2校、特支2校)の対応にあたる事ができた。
- 学校現場が直面している学校だけでは解決できない多様で複雑化した課題に対して、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するSSWの特性を生かし、多くの場面で問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援方法を用いて、課題解決への対応を図ることができた。
- 小学校生徒指導担当教員ブロック会、中学校不登校担当教員ブロック会に参加し、生徒指導担当教員や不登校担当教員との情報交換や報告相談への指導助言を行った。学校や関係機関からの情報により、学校において更なる情報収集と連携体制づくりの手立てをするなど、学校現場での支援活動に努めた。
- 学校への連携支援の強化を目指し、こども家庭支援室(各区)や児童相談所との連絡を日常的に行い、関係者との連絡会を開催するなど、更なる連携強化に努めた。

(2) 今後の課題

- 早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、必要なときに必要な学校において活用できる体制のさらなる構築について検討すること。
- いじめや問題行動など、学校だけでは対応・解決が困難な事例について、学校サポートチームの一員としてSSWを活用できる体制の整備をさらにすすめること。
- SSWとして職務を遂行できる人材の確保。
- 年度をまたいで支援が継続する場合、区役所生活保護担当者やSSW、学校の担当者が替わる場合の円滑な引継ぎ。

岡山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・学校に定期的に勤務することで、困難を抱えている子どもを早期に発見し、保健・福祉等関係機関と連携の上、早期に支援が開始できる体制を構築するため

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・スクールソーシャルワーカーの機能を果たす子ども相談主事を6福祉事務所に配置し、月1回全公立小中学校に勤務日を設けている。福祉事務所に配置することで、学校と福祉・保健等関係機関との連携が強化されている。
- ・学校現場を理解したうえで、適切に相談や支援ができるよう、教員経験者を子ども相談主事に採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・6福祉事務所に各3名ずつ配置
- ・18名全員が教員免状を所有。内1人は社会福祉士の資格を所有。
- ・週4日勤務の非常勤職員。1人複数校担当し、1校につき月半日の学校勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・活動の目的や業務内容を記載。学校に向けて概要版（チラシ）を作成し、管理職や生徒指導担当者会議等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 岡山市スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）

（2）研修回数（頻度） 年16回

（3）研修内容 ・事例検討 ・児童相談所との連携について ・福祉振興の取組について 等

（4）特に効果のあった研修内容 子どもに関わるさまざまな施設・学校の説明・見学

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法 SVの設置 なし

（6）課題

相談件数が年々増加し、かつ、関わりが難しい事案も増えており、研修に参加できなくなることも見られたため、研修の回数を検討している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】医療機関へ不信感を持つ保護者への支援 ②虐待、⑦その他（発達障害）

（概要）

児は幼稚園の時に発達検査を受け、小学校は支援学級（自・情）へ入学する。医師から薬を処方され飲んでしたが、児に副作用が疑われる症状が出てきたので保護者は主治医に相談した。その時の医師の対応に不信感を持ち、通院を中止し服薬もしなくなった。その後、保護者の意向もあり、児は通常学級に転籍した。この頃から、児は友達とのトラブル、家のお金の持ち出し、万引きがあり、父は躰と称して児に暴力を振るった。母も児の対応に困っていた。

（スクールソーシャルワーカーのかかわり）

- ・学校からの虐待通告で所属調査に行き、児の様子を確認と、担任や関係教員からの聞き取り調査を行った。その調査をもとに家庭訪問を行い、父の考えや母の困り感を聞いたうえで、暴力での躰では児のためにならないし、何の解決にもならないので医療機関での受診と相談を勧めた。
- ・月1回の学校勤務で児から直接気持ちを聞いたり、関係職員から学校での様子を聞き取ったりした。
- ・児は就学前にこども総合相談所とのかかわりがあったので、月1回の実務者会議では所属の情報をこども総合相談所へ提供するとともに、専門機関での受診について担当者と相談した。
- ・家庭訪問の際には保護者へ虐待に対する注意喚起を行い、母の頑張りを称揚しながら困り感を聞くようにした。保護者は服薬に対する強い拒否感があったが、児のために医療機関での受診を強く勧めた。

（学校及び関係機関との連携）

- ・児の問題行動及び父からの虐待に対して学校と関係機関によるNW会を開催し、児と保護者への支援を検討した。その後、こども総合相談所で児の発達検査と保護者面接も併せて行い、児に対する医療支援の必要性を医師から父母へ説明し、医療機関での入院検査を行うことになった。
- ・入院期間中は学校とこども総合相談所とSSWで児の情報を共有し、児への必要な支援を行った。児は入院

中から服薬を始め、退院してからは生活にも落ち着きが出て来た。担任からは、母の話しぶりが穏やかになったと聞いた。

【事例2】同居人からDVを受けている母子への支援（①児童虐待）

（概要）

本児（小2男児）、弟2人（保育園児）、母、母の同居人の5人で生活している。同居人は本児らの実父だが、入籍しておらず、母は同居人の本名や素性を知らない。母が本児を妊娠した頃から同居人は仕事をしておらず、毎月母の給料の半分近くを取り上げていた。拒否すると暴言を吐かれたり、暴力を振るわれるため、母は仕方なく従い、残りのお金で生活していた。本児らは直接手を出されていないが、椅子を振り上げたり、包丁を突き付けたりして母を脅しているのを目撃している。また、本児も口を荒らしたり、人の話を素直に聞けないなどの心配な様子が見られた。母は同居人から束縛・監視され、暴力を受けているにも関わらず、自分が置かれている状況は異常だと感じないまま、約9年間一緒に生活していたが、友人や家族と話をする中で自分の置かれている状況は異常だと気づき、同居人と離れ母子で生活することを決めた。その後母は、他市の相談窓口を訪ね、他市相談窓口から岡山市の地域こども相談センターが連絡を受け、子ども相談主事が関わることになった。母が転居することを決心した頃から同居人は異変に気づき、母への監視や束縛が一層厳しくなったため、母と直接連絡を取ることができず、家庭内の状況や転居に向けての動きを把握することが難しくなった。

（スクールソーシャルワーカーのかかわり）

- ・母は、学校園等に家庭の状況等を伝えていなかったため、今後の母子の安全を確保するために小学校や保育園、警察に状況を話して協力を得ることや警察にDV登録の手続きをすることを面談で伝えた。
- ・母から学校に家庭の状況等を話すように伝えていたが、子ども相談主事からも学校管理職に伝え、転居に向けて情報を共有しながら対応していく確認をするとともに、警察にも協力依頼した。また、子ども相談主事が毎月の学校勤務や参観日等で授業を参観し、本児の様子を確認した。
- ・面談は参観日など母が学校に来て怪しまれない日に学校で行った。できるだけ早く母子で安心・安全な生活を始められるように、学校園や警察と事前に打ち合わせをしながら支援・助言を行った。

（学校及び関係機関との連携）

- ・学校の窓口を教頭とし、メンバーを限定して情報交換・情報共有を行った。担任には、子どもから情報が実父へ伝わる恐れがあったため、情報を厳選して伝えた。
- ・母と直接連絡を取ることが難しくなってきたら、学校園や学童保育と連携し、母との連絡や面会場所の提供をしてもらった。
- ・転居は、警察と地域こども相談センターが見守る中で行われ、母子は無事に転居することができ、転居先の関係機関につながることができた。同居人については警察が対応して支援施設に保護された。

【事例3】父親から体へのいたずら行為を受けていた生徒への支援（⑧性的な被害 ④不登校）

（概要）

本児の家族構成は、父・母・姉（中3女兒）・本児・妹（小5女兒）・弟（小2男児）・父方祖母の7人家族である。本児（中1女兒）は、小学校6年の1学期後半から欠席が増え、昼夜逆転し卒業まで不登校状態であった。中学校へ入学後1学期間は、欠席することもあったが、普通どおり登校できていたものの、2学期に入り欠席が増加した。その状況の中、妹が通っている小学校のスクールカウンセラーと母親の面談において、本児が父親から体を触られると訴えを母親にしたことが発覚したため、地域こども相談センターに連絡があった。状況や頻度は母親もよくわからないとのことであった。

（スクールソーシャルワーカーとして）

- ・子ども相談主事は、本児が小学生のときから欠席状況等の報告を受けており、中学校でも引き続き校長や生徒指導主事から登校状況等の報告を受けながら見守りを継続していたため、性的虐待の連絡を受けてから早急に、中学校の校長と生徒指導主事を交え、本児について情報交換を行うことができた。
- ・中学校から体育祭時に、本児の腕にリストカットの傷があることを見つけ教育相談を行ったが、本児から何も悩み等は言わなかったとの報告を受けたため、子ども相談主事から担任に家庭訪問を依頼し、母親が娘のリストカットや父親からの性的嫌がらせについて担任に話す機会をつくった。このことにより、学校と福祉の両面で母や娘に寄り添った支援体制を敷くことができた。
- ・母親が離婚相談で地域こども相談センターを来所したときに、家庭・女性相談員と連携して、母親として子を守るためにしなければいけないことを伝えながら、本児と一緒に、こども総合相談所（児童相談所）へ行き面談を受けることを提案し、つながることができた。
- ・こども総合相談所の聞き取りで、他の姉妹にも父親は接触しようとしていること、本児をはじめ他の姉妹も拒否していること、母親も強く離婚を希望していること、本児も早く家を出たいと言っていること等から、こども総合相談所と地域こども相談センターが連携し、県外の母子生活支援センターを探し母子を避難させた。
- ・岡山市教育委員会に連絡し、県外施設所在地の教育委員会への手続等を依頼した。また、施設入所にあたり警察署へも事前に相談を行い、母親の警察への来署相談が円滑に行えるようにした。

- ・姉の高校進学に向けて、施設からの要望等の調整を行った。

(学校及び関係機関との連携)

- ・兄弟関係・学齢期の経過等、学区内の子ども相談主事と情報連携を定期的に行った。
- ・性的虐待の疑いについて、学校に母親から話せる場をつくとともに、対応は地域子ども相談センターや子ども総合相談所が行うことで、学校と連携した支援体制を敷いた。
- ・地域子ども相談センター職員へ、編入事務を学校ではなく教育委員会間で行うことを教員出身の子ども相談主事として助言した。学校へも学校間の連絡は必要ないことを伝えた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

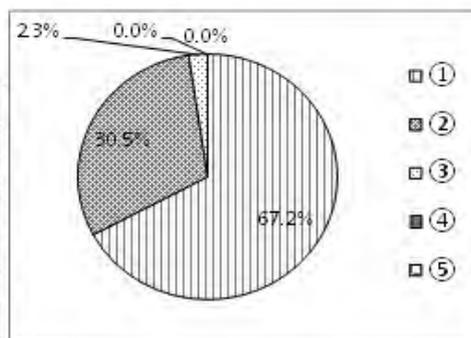
平成30年度子ども相談主事の活用報告より（学校から集めたアンケート）

アンケート回答数

小学校 回答数	91 / 91	100.0%
中学校 回答数	37 / 37	100.0%
全体 回答数	128 / 128	100.0%

子ども相談主事が月1回、定期的に勤務することでの効果

	小学校	中学校	合計	割合
①非常に効果があった。	58	28	86	67.2%
②まあまあ効果があった。	31	8	39	30.5%
③あまり効果がなかった。	2	1	3	2.3%
④まったく効果がなかった。	0	0	0	0.0%
⑤その他	0	0	0	0.0%



(学校から挙げられた成果)

- ・不登校傾向や落ち着かない子どもで家庭に起因するケースについて、他の福祉機関につないでもらい、情報共有することができた。
- ・学校よりはやく子ども相談主事が情報を得た場合も早期に情報共有ができ、事前に対応を協議できた。
- ・不登校傾向の子どもの家に子ども相談主事が出向き、児童や保護者とも良好な関係をつくり、学校へ行きたくないという意識が芽生えないように支援してもらった。
- ・保護者との面談を通して、医療機関や放課後デイサービスの利用を助言してもらい、保護者が安定し、児童の遅刻・欠席数が減少した。
- ・児童だけでなく保護者の支援が必要なケースで、子ども相談主事だけで家庭訪問をしてくれ、生活リズム改善や登校にむけた意識改善、適応指導教室の紹介をしてもらい、担任の困り感や不安感が軽減した。
- ・就学援助取得の勧誘や校納金を滞納しがちな家庭の事情に寄り添ったアドバイスをもらった。
- ・社会福祉の面から専門機関と連携して必要な援助が行えるような道筋をつくってもらった。
- ・医療機関との橋渡しをしてくれ、児童が落ち着いた生活を送ることができるようになった。

(2) 今後の課題

子どもや家庭の支援について、学校の関わる領域と福祉の関わる領域の認識に差異が生じて連携がうまくできないケースがあったため、互いの業務をより理解していくことが今後の課題である。

広島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの生徒指導上の課題の改善を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

- 平成28年度より「拠点校派遣型」と「事務局配置型」を併用している。
- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から、12校にスクールソーシャルワーカーを配置し、近隣の中学校区と合わせて、4中学校区程度を担当するようにしている。また、事務局に配置した2名のスクールソーシャルワーカーは拠点校配置のスクールソーシャルワーカーが担当しない中学校区を担当し、市立の全ての学校の派遣要請に対応できるようにしている。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：14人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

(4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する運営指針を作成することにより、本市が目指すスクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のあり方等が明確になり、本事業の適切な運用を図ることができる。活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付したりして周知するようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

(2) 研修回数（頻度）

- 運営協議会の実施（年1回）
- 県外の大学教授を招聘した全体研修（年3回）
- 県内のスーパーバイザーによる新規採用者研修（月2回、年24回）
- 事務局のスクールソーシャルワーカーによる新規採用者研修（月2回、年24回）
- 事務局のスクールソーシャルワーカーによる全体研修（月1回、年12回）
- 各種研修会への参加（適宜）

(3) 研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。

(4) 特に効果のあった研修内容

福祉分野を専門とする大学教授を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

- ・ 年3回、県外の大学教授を招聘し、スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討を実施している。
- ・ 月2回、県内のスーパーバイザーに依頼し、新規採用者を対象とする基礎的な理論研修及び困難事例等に係る助言を行っている。

(6) 課題

スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、事務局内の指導主事を中心とした事例検討会は行えるが、理論研修等の充実が図れていない。そのため、県外の大学教授を招聘する研修会でしか、理論研修等の専門性に特化した研修が実施できない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭支援のための活用事例（②児童虐待、⑦その他）

- 本児の状況：小学生女子。母が入院中、食事は摂っているが、風呂に入っていないことなど、衛生面での課題があった。自閉症スペクトラムと診断を受けている。
- 家庭の状況：父、母、本児、妹の4人家族。
- 関係機関：配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察
- 具体的な支援
 - ・ 学校は、母の入院中、本児の様子の変化を不審に思い、SSWの派遣を要請する。その後、ケース会議を開催して支援方針を検討する。
 - ・ SSWは、退院した母と面談し、父から子どもや母が暴力を受けていることを把握する。
 - ・ SSWは、母を配偶者暴力相談支援センターにつなぐとともに、児童相談所や警察と連携を図り、父から安全に避難できるような支援を行う。
 - ・ 母、本児、妹の3人は、父から安全に避難することができた。

【事例2】不登校の改善のための活用事例（④不登校 ⑦その他）

- 本児の状況：小学生男子（特別支援学級）。基本的な生活習慣が整わず、ほとんど登校できていない。
- 家庭の状況：祖母、母、本児の3人家族。祖母、母共に精神疾患を患っている。
- 関係機関：放課後等デイサービス、こども・家庭支援課
- 具体的な支援
 - ・ 学校は、本児が保育園にほとんど登園せず、小学校入学後も登校しなかったため、関係機関と連携した支援が必要と考え、SSWの派遣を要請する。
 - ・ SSWは、放課後等デイサービス、こども・家庭支援課、生活課を交えたケース会議を開催し、各機関が次のような支援を行う。
 - ・ 学校は、本児が登校しなかった場合、家庭訪問し、登校を促す。
 - ・ こども・家庭支援課は、母に精神疾患の治療に専念するよう促す。
 - ・ SSWは、本児の通院に同行したり、家庭訪問して母に本児の服薬状況を確認したりするなどの支援を行う。
 - ・ 本児は、週3日程度は、登校できるようになり、母は、本児の服薬管理が出来るようになった。

※ 「⑧性的な被害」や「⑨ヤングケアラー」の事例については、紹介できる事例はありません。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース数（平成30年度）

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
件数	0	253	197	2	1	0	453

- 支援状況（平成30年度）

状況	家庭環境や子どもの課題（件）		ネットワーク（件）	
	改善や好転している	313	構築できている	453
現状維持	140	構築中	0	
合計	453		453	

- スクールソーシャルワーカーが関わった453件のうち313件は、家庭環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっている。

(2) 今後の課題

- 県内のスクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。また、計画的な増員を図っているが、公募しても応募自体が少なく、スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る必要がある。

北九州市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為など幼児、児童生徒の問題行動の背景には、幼児、児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけるため、学校・園の枠を超えて関係機関との連携の強化を図るコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、問題を抱える幼児、児童生徒への対応を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

SSWの配置は、担当校数が偏らないように配慮し、ケース状況の報告・連絡・相談等を学校支援ラインの区担当指導主事及び生徒指導ラインの担当指導主事ラインと連携して行い、効果的な支援ができるようにしている。一部の区においては配置型として、本年度は3名のSSWが配置型の形態で勤務している。

また、本年度からスクールソーシャルワーカーの統括・指導育成・連携強化などを担う者としてスクールソーシャルワーカーリーダー2名を配置した。

採用にあたっての受験資格は①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する人②昭和28年4月2日以降に生まれた人③常時勤務できる人④過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある人とした。

なおスクールソーシャルワーカーリーダーについては上記①から④の受験資格に加えて、5年以上のスクールソーシャルワーカーとしての経験者（他自治体可）とした。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

スクールソーシャルワーカーおよびスクールソーシャルワーカーリーダーは、教育委員会に12名配置した。

（リーダー2名、その他10名）

社会福祉士 11名、精神保健福祉士 5名、 その他社会福祉士に関する資格 2名

教員免許 3名、心理に関する資格 1名。

週30時間の4日間勤務の非常勤嘱託員

(4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

現在、ガイドラインの策定に向けて検討している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修

- ・ 全員対象の基礎研修
- ・ SSW初任者対象研修
- ・ SSW3年次以上研修

市内部の研修（子ども総合センター、保護課、青少年課、子ども・家庭相談コーナー、教育センター、精神保健福祉センター等）

(2) 研修回数（頻度）

- ・ 2カ月に1回程度（福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修）
- ・ 随時（主に4月、7月、8月に市内部の研修）

(3) 研修内容

- ・ 新任研修（新任保護課職員研修、初任者研修など）
- ・ 3年未満の養成研修（初任者SSWの動き、学校SSW概論等）
- ・ 3年以上の専門研修
- ・ 全員対象の基礎研修
（メゾレベルでのソーシャルアクション、子ども支援オフィスの取組について、アセスメント
学校SSW実践～SSWの役割と機能、法律研修会、ユースアドバイザー研修など）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ ソーシャルワーク研修（日本精神保健福祉士協会）
- ・ 障害福祉団体主催の勉強会
- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟「SSW基礎研修」

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・ 有り（外部から有識者を招聘）

○活用方法

- ・ 集団SV（新採対象SV、2・3年目対象SV、配置型SV）と個人SV

(6) 課題

- ・ 経験の浅いSSWもいることから、時間がまだ不足している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】派遣型SSWの取り組み（②児童虐待）

【対象生徒】中学生

【ケースの概要】

- ・母親、本人、弟（小学生）の3人世帯。
- ・本人に元気がなかったため担任が聴きとりを行ったところ、日常的に母親から暴言を受けていることがわかった。
- ・学校は児童虐待と認識し、児童相談所に通告。
- ・児童相談所が本人に聴き取りを実施したが、本人は一時保護されることを強く拒否した。

【ケースの課題】

- ・児童虐待があると分かったものの経過観察しか方法がなく不安が残っている。
- ・家庭の状況が不明瞭。

【支援展開】

①コンサルテーション

- ・管理職、担任、養護教諭に本人への見守り方法について助言を行う。
- ・家庭の状況についてより詳しく本人に聴き取りをすることを提案する。

②ケース会議（SSWが学校に提案）

- ・中学校、小学校の関係教員、祖父、SSWが同席の会議を実施する。
- ・本人からの話で、母親は妄想しているかのような独り言が多く、家具を家の外に投げ出す等異常な行動があることが分かった。本人は母親の言動に困惑しているが、支えたいと思っている。
- ・母親に受診の必要があると判断し、祖父に受診前後の手順を情報提供した。学校も本人らを支える方針であることを祖父に伝え、協働体制を整備した。

③母親へ医療の確保

- ・母親は精神疾患の診断となり、医療保護入院に至る。
- ・本人と弟は母親が入院中の間、祖父が面倒をみることとなった。

【支援結果】

- ・母親に必要な医療が確保された。
- ・安心して生活できる場所が確保され、本人の表情は明るくなった。

【事例2】配置型SSWによる不登校生徒の支援（④不登校 ⑥非行・不良行為）

【対象生徒】中学生

【ケースの概要】

- ・本生徒は中学校1年の3学期より、教員とのトラブルをきっかけに不登校となった。
- ・母親は仕事が多忙でほとんど家におらず、本生徒はその間深夜徘徊などの非行・不良行為を繰り返していた。

【ケースの課題】

- ・本生徒の、人間関係やコミュニケーション課題に起因する不登校
- ・母親の監護不足などの家庭背景による非行・不良行為
- ・関係機関や校内連携体制構築の必要性

【支援展開】

①本生徒の登校時にSSWが面接を実施

- ・本生徒の思いの引き出しを行う（集団やコミュニケーションが苦手）。

②校内でのケース会議実施（担任、生徒指導委員会、学年の先生たち、SSW）

- ・面接で聞き取った本生徒の苦手を代弁し、学校に対して本生徒への理解を求め、校内での居場所作りを行った。
- ・本生徒の非行・不良行為に対し、管理職は警察、担任は母親、SSWは関係機関との連携という役割分担を行った。

③担任とSSWの家庭訪問を実施

- ・担任とSSWが役割分担を行い、担任が母親への働きかけを行い、SSWが本生徒への面接を継続した。

【支援結果】

- ・SSWが本生徒への面接を行い、学校内に自分を理解してくれる大人ができたことで、登校が再開した。
- ・校内ケース会議を実施し、学校が本生徒の困り感を理解し、別室登校が可能となった。また、関係機関連携や校内連携体制を構築することで、非行・不良行為へ早期に対応することが可能となった。
- ・担任が家庭訪問を実施し、母親が本生徒の状況を理解することができ、非行・不良行為の改善につながった。

「性的な被害」の事例は無し。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度から平成30年度にかけて、SSWの人数に変化はないが、支援対象者数は568名から589名に増えた。また、解決・好転者数は、230名から256名に増え、解決・好転率も40.49%から43.46%に微増しており、教育委員会としては事業評価を「順調」と判断した。

(2) 今後の課題

保護者対応は、学校側の初期対応がうまくいかず、問題が大きくなった状態でSSWに依頼が来るというケースが多くある。そうならないためにも、早期対応・予防的対応が可能な配置型SSWの割合を増加させることは必要であるとともに、SSWが機能的に動くシステム（リーダーによるチーム管理、事務の効率化、ガイドラインの早期策定など）を作ることが必要である。